

弥富市一般廃棄物処理基本計画

令和5年3月

弥 富 市

目次

第1部 総論

第1章 基本的事項	1
第1節 計画の位置づけ.....	1
1. 計画策定の趣旨と目的.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画対象区域.....	2
4. 計画の範囲	2
5. 計画期間	3
6. SDGsの観点.....	3
第2節 広域的取組の推進.....	4
1. 広域化の状況.....	4
2. 愛知県の計画.....	4
第2章 市の現況	5
第1節 地域の特徴	5
1. 人口及び世帯数.....	5
2. 年齢階級別人口.....	5
3. 産業	6
4. 土地利用状況.....	9
5. 水環境、水質保全に関する状況.....	9
第2節 将来計画	10
1. 総合計画	10
2. 災害廃棄物処理計画.....	10

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現況と課題.....	12
第1節 ごみ処理の区分と体制.....	12
1. ごみ処理行政の沿革.....	12
2. ごみ・資源の分別区分.....	13
3. ごみ処理フロー.....	14
4. 中間処理の概要.....	15
5. 最終処分の概要.....	16
第2節 ごみ処理の現状.....	17
1. ごみ排出量	17

2. ごみ処理量・処分量.....	19
第3節 ごみの組成	23
第4節 温室効果ガス排出量.....	24
第5節 ごみ処理に係る経費.....	25
1. ごみ処理経費.....	25
2. 単位あたりのごみ処理経費.....	26
第6節 ごみ処理の評価.....	27
第7節 計画目標の達成状況.....	28
第8節 ごみ処理行政の動向.....	30
1. 主な法律の制定.....	30
2. 国の動き	30
3. 愛知県の動き.....	31
第9節 課題の抽出	33
第2章 ごみ処理基本計画.....	34
第1節 基本方針	34
1. ごみ処理に係る理念.....	34
2. ごみ処理の基本方針.....	35
第2節 施策体系	36
第3節 重点施策	39
重点施策1 食品ロス削減と生ごみ減量化の推進.....	39
重点施策2 わかりやすい情報提供と啓発方法の検討.....	39
重点施策3 プラスチックごみの資源化の推進.....	41
第4節 ごみの排出量の見込み.....	42
1. 将来人口	42
2. ごみ排出量の見込み.....	42
3. 資源化量の見込み.....	44
4. ごみ処理量の見込み.....	46
5. ごみ処分量の見込み.....	46
第5節 数値目標	48
第6節 目標達成時の推計.....	48
1. 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源を除く）.....	48
2. 資源化率	49
3. ごみ排出量	49
第7節 個別施策	52
基本方針1 3Rのさらなる促進.....	52
基本方針2 環境意識の向上.....	55

基本方針 3 効率的で持続可能な処理体制の推進.....	55
第8節 分別収集するものとしたごみの種類及び分別の区分.....	59
1. 分別区分	59
第9節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項.....	60
1. 収集運搬計画.....	60
2. 中間処理計画.....	61
3. 最終処分計画.....	62

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現況及び課題.....	63
第1節 生活排水処理の現状.....	63
1. 生活排水処理フロー.....	63
2. 処理形態別人口.....	64
3. し尿及び浄化槽汚泥の収集体制.....	65
4. 施設整備の状況.....	66
第2節 課題の抽出	68
第2章 生活排水処理基本計画.....	69
第1節 基本方針	69
1. 生活排水処理に係る理念.....	69
2. 生活排水処理施設整備の基本方針.....	69
第2節 処理の目標及び処理形態別人口の見込み.....	70
1. 処理の目標	70
2. 処理形態別人口の見込み.....	70
第3節 生活排水の処理主体.....	71
第4節 施設整備計画.....	72
1. 整備計画の概要.....	72
2. 公共下水道の整備の促進.....	72
3. 合併処理浄化槽の整備の促進.....	72
第5節 し尿等の処理計画.....	73
1. 収集・運搬計画.....	73
2. 中間処理計画.....	74
3. 最終処分計画.....	75
第6節 その他生活排水処理に関し必要な事項.....	76
1. 広報啓発活動のあり方.....	76
2. 地域に関する諸計画との関係.....	76

第1部 総論

第1章 基本的事項

第1節 計画の位置づけ

1. 計画策定の趣旨と目的

弥富市（以下「本市」という。）は、平成18年4月1日に旧弥富町と旧十四山村との合併により誕生しました。これに伴い本市では、一般廃棄物処理についてこれまでの旧町村の施策の統一を図り、新市としての一般廃棄物処理のあり方を定め、平成20年3月に計画期間を15年間とする「弥富市ごみ処理基本計画」及び「弥富市生活排水処理基本計画」を策定し、計画的に事業を進めてきました。

また、我が国では、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定されたほか、令和元年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が、令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定され、循環型社会の形成を推進するための取組が進められています。

愛知県（以下、「県」という。）では、令和4年2月に「愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）（2022年度～2026年度）」が策定され、循環型社会の形成に向けて、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3R（スリーアール）の促進や、適正処理と監視指導の徹底などの取組が進められています。

こうした背景のもと、本計画が目標年度を迎えたことから、これまでの取組内容の評価を行うとともに、食品ロスやプラスチックごみの削減などの課題に対応し、循環型社会の形成を実現できる計画の策定を目指して、計画の見直しを行いました。

なお、個別に策定していた「弥富市ごみ処理基本計画」及び「弥富市生活排水処理基本計画」については統合し、「弥富市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）としました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画から構成されています。

ごみ処理基本計画は、自治体が長期的、総合的視点に立って、計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるもので、廃棄物の排出抑制及び廃棄物の発生から最終処分に至るまでの、廃棄物の適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めています。

また、生活排水処理基本計画は、自治体が長期的、総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めています。

計画の策定にあたっては、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月改定）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成2年10月8日衛環第200号）に基づき、関係法令や国、愛知県の方針等を踏まえるとともに、本市の上位計画と整合を図るものとします。

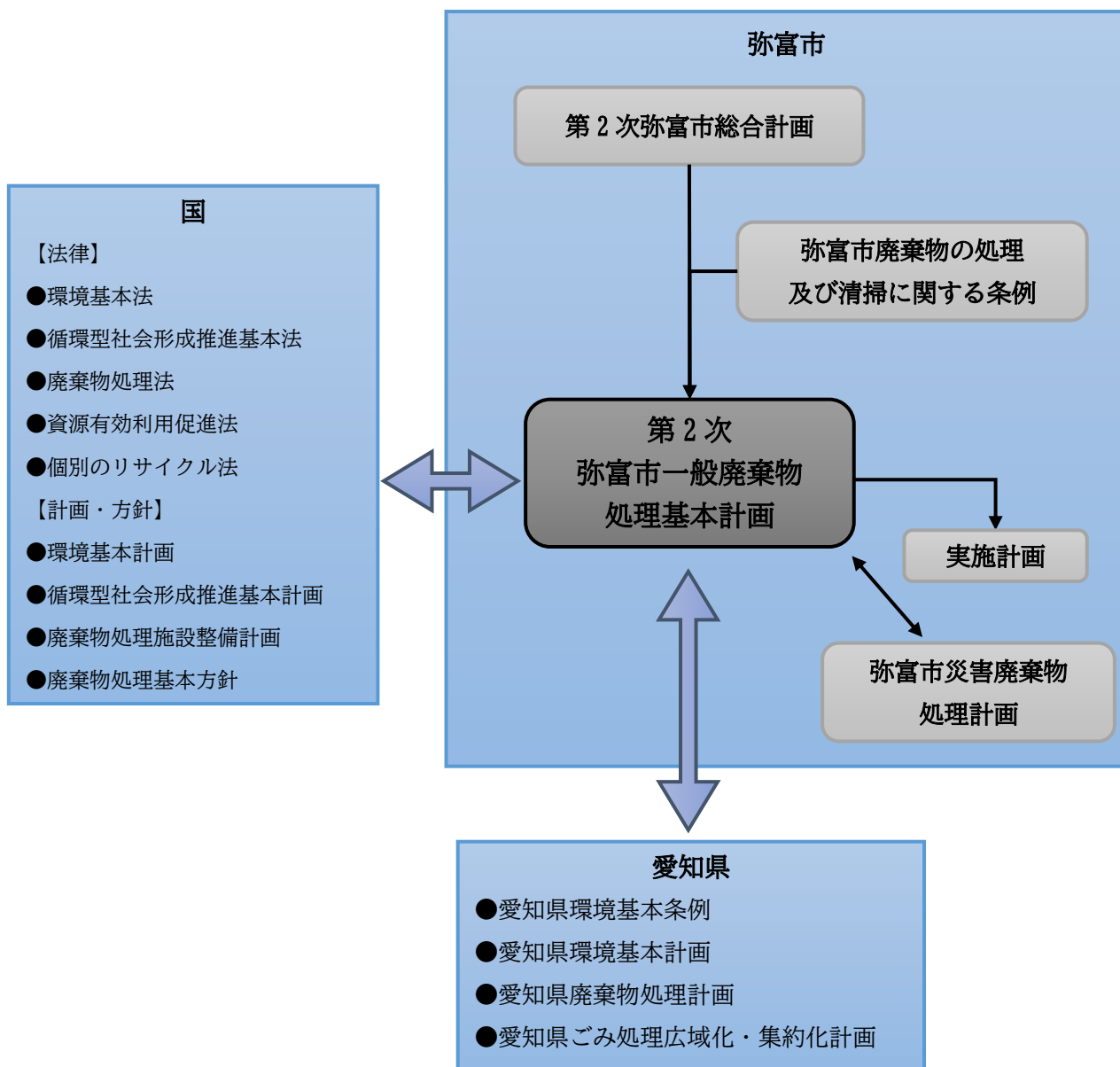


図 1-1-1 本計画の位置づけ

3. 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、本市全域とします。

4. 計画の範囲

本計画の対象範囲は、生活排水を含む「一般廃棄物」とします。

5. 計画期間

本計画の計画期間は15年間とし、計画目標年次は令和19年度とします。計画策定後から5年後の中間目標年次を目安に見直しを行うほか、計画の前提となる諸条件に変動があった場合も見直しを行います。

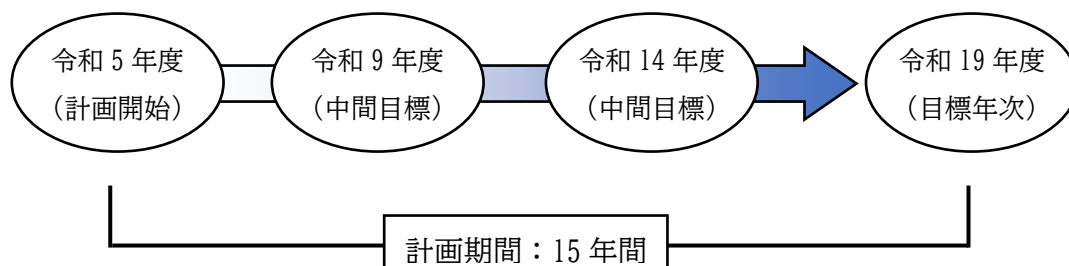


図 1-1-2 計画の期間

6. SDGsの観点

平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。持続可能な社会の実現に向けた令和12(2030)年までを目標に、世界全体の経済・社会・環境を調和させる取り組みとして、17のゴール(目標)と169のターゲットからなる「SDGs(持続可能な開発目標)」が掲げられています。

平成28(2016)年には国が「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を策定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」をビジョンとして掲げています。SDGsの17のゴールを目指す動きは、地方公共団体や事業者などにも広がりつつあります。



出典：国際連合広報センター

図 1-1-3 持続可能な開発目標 (SDGs) の17のゴール (目標)

第2節 広域的取組の推進

1. 広域化の状況

行政運営の円滑化、効率化を図りつつ、安定的なごみ処理及びし尿処理の継続を目的として、本市、津島市、愛西市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村の4市2町1村を構成市町村とする海部地区環境事務組合が設立され、ごみやし尿等の共同処理が行われています。

2. 愛知県の計画

愛知県は「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021年度～2030年度）」（2021年11月）を策定し、広域化・集約化に関する基本的な考え方を示しています。県内のブロック割りについては、前計画同様13ブロックを維持することとし、焼却施設については、処理能力300t/日以上全連続炉への集約化を目指すほか、粗大ごみ処理施設や資源化施設等についても集約化を検討することとしています。

なお、本市が含まれる海部津島ブロックについては、焼却施設及び粗大ごみ処理施設の集約化は達成しています。

広域化計画の基本方針

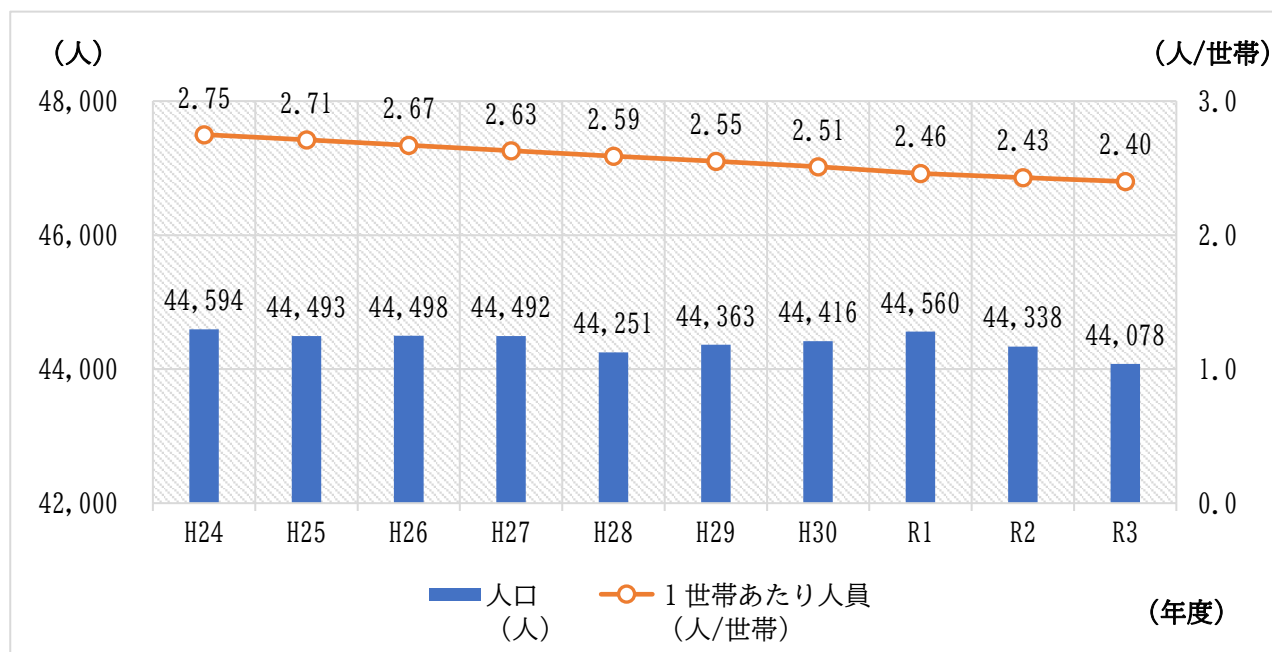
- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1. ごみの排出抑制とリサイクルの推進 | 4. 災害への対応 |
| 2. 廃棄物処理経費の縮減 | 5. 地域への新たな価値の創出 |
| 3. 気候変動対策の推進 | |

第2章 市の現況

第1節 地域の特性

1. 人口及び世帯数

本市の人口は緩やかに増減を繰り返し、令和3年10月1日現在、44,078人となっています。一方世帯数は増加傾向にあり、1世帯あたり人員は減少が続いています。

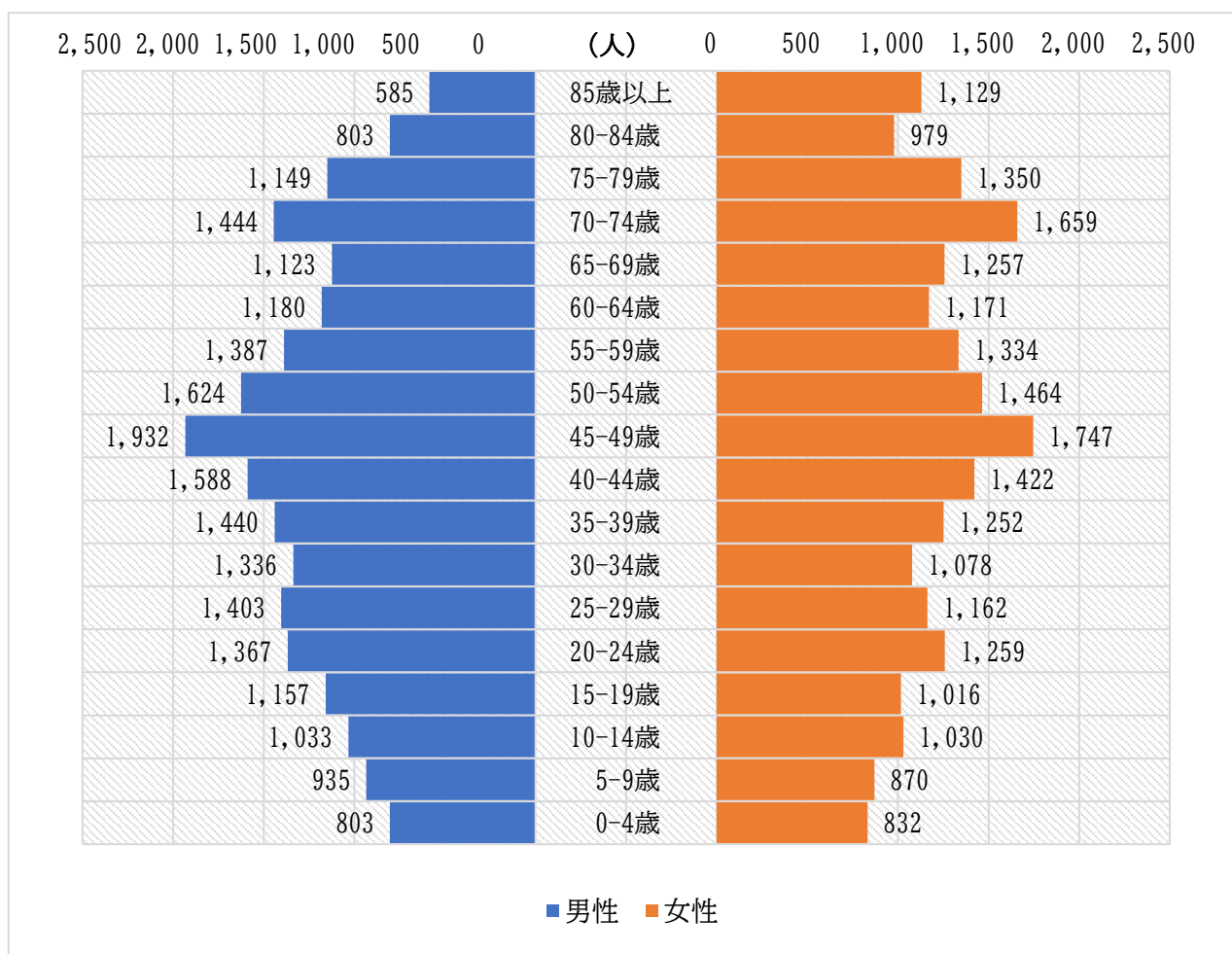


出典：「住民基本台帳年報」（各年度10月1日現在、外国人人口を含む）

図1-2-1 人口及び1世帯あたり人員の推移

2. 年齢階級別人口

年齢別階級人口は、45～49歳の年齢層をピークとして、若年層は男女ともに年齢層が低くなるほど減少する傾向があります。また、70歳～74歳の年齢層にもピークがみられ、今後75歳以上の高齢者の割合が増加していくことが想定されます。



出典：「住民基本台帳年報」（外国人人口を含む）

図 1-2-2 年齢階級別人口（令和3年1月1日現在）

3. 産業

本市の令和3年度の事業所数は1,874事業所、従業者数は23,244人です。

本市の事業所数は、卸売・小売業の割合が19.6%（368事業所）と最も高く、次いで製造業が15.3%（286事業所）、運輸業、郵便業9.7%（181事業所）の順となっています。

従業者数は、製造業が23.2%（5,404人）、卸売・小売業が20.0%（4,639人）、運輸業、郵便業が16.6%（3,865人）、医療、福祉が16.1%（3,739人）の順となっています。

平成24年度と比較し、運輸業、郵便業及び医療、福祉が事業所数、従業者数ともに大幅に増加しています。

表 1-2-1 産業別事業所数及び従業者数

産業分類	平成24年		平成26年		平成28年		令和3年	
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
農 林 漁 業	16	122	13	112	12	84	22	167
鉱 業、採石業、 砂利採取業	1	12	0	2	0	0	0	0
建 設 業	226	1,130	210	945	196	893	162	892
製 造 業	349	5,829	337	5,968	317	5,238	286	5,404
電 気・ガ ス・ 熱 供 給・水 道 業	1	8	1	5	2	26	3	31
情 報 通 信 業	9	32	10	52	6	20	7	35
運 輸 業、郵 便 業	144	2,981	161	3,518	154	3,488	181	3,865
卸 売 業、小 売 業	440	4,073	445	4,580	430	4,709	368	4,639
金 融 業、保 険 業	18	122	19	145	16	132	12	94
不 動 産 業、 物 品 質 貸 業	144	387	145	356	143	350	101	332
学 術 研 究、 専 門・技 術 サービス 業	55	182	57	199	50	194	41	183
宿 泊 業、 飲 食 サービス 業	182	1,445	188	1,473	177	1,404	163	1,253
生活関連サービス業、 娯 楽 業	202	764	204	801	167	634	168	623
教 育、 学 習 支 援 業	71	428	85	733	67	414	76	570
医 療、福 祉	87	2,471	135	3,453	107	3,144	151	3,739
複 合 サービス 業	9	115	10	171	9	178	9	172
サービス業（他に 分類されないもの）	107	743	114	871	111	937	116	986
公 務	—	—	9	259	—	—	8	259
総 数	2,061	20,844	2,143	23,643	1,964	21,845	1,874	23,244
第 一 次 産 業	16	122	13	112	12	84	22	167
第 二 次 産 業	577	6,979	548	6,920	515	6,157	451	6,327
第 三 次 産 業	1,468	13,743	1,582	16,611	1,437	15,604	1,401	16,750

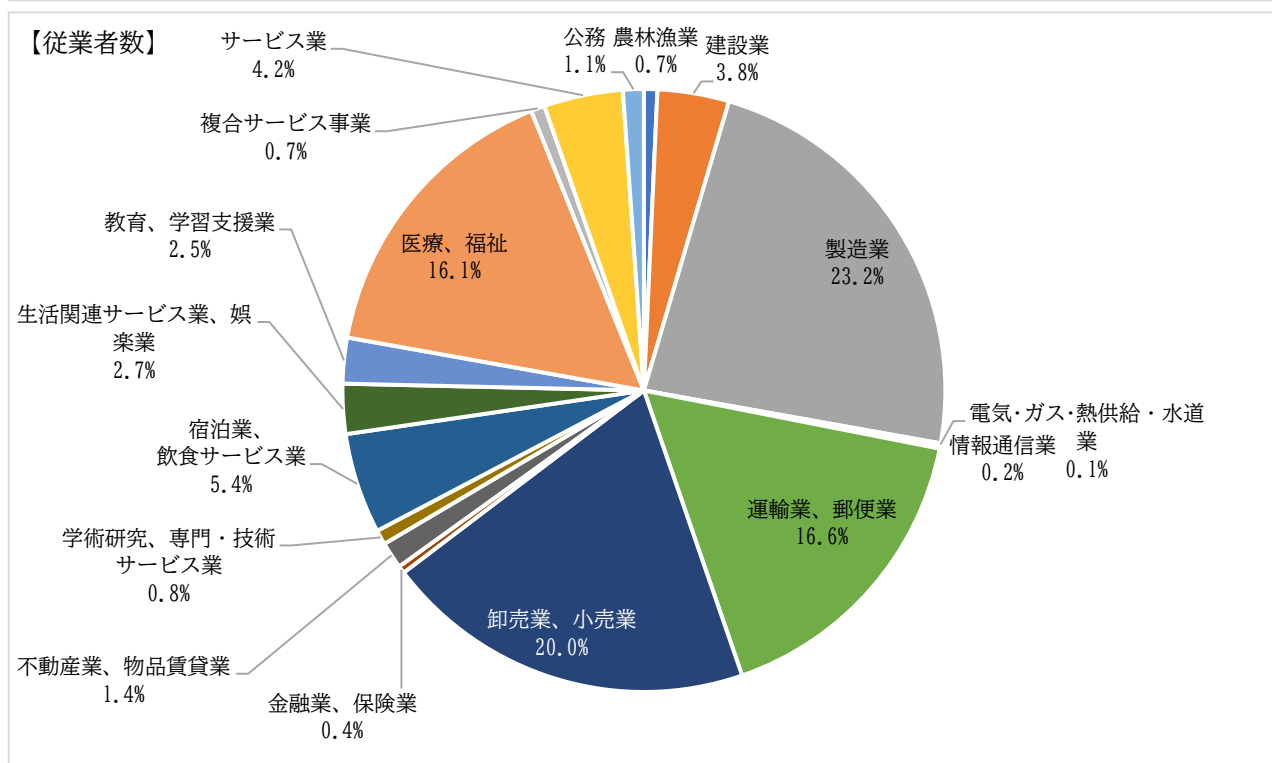
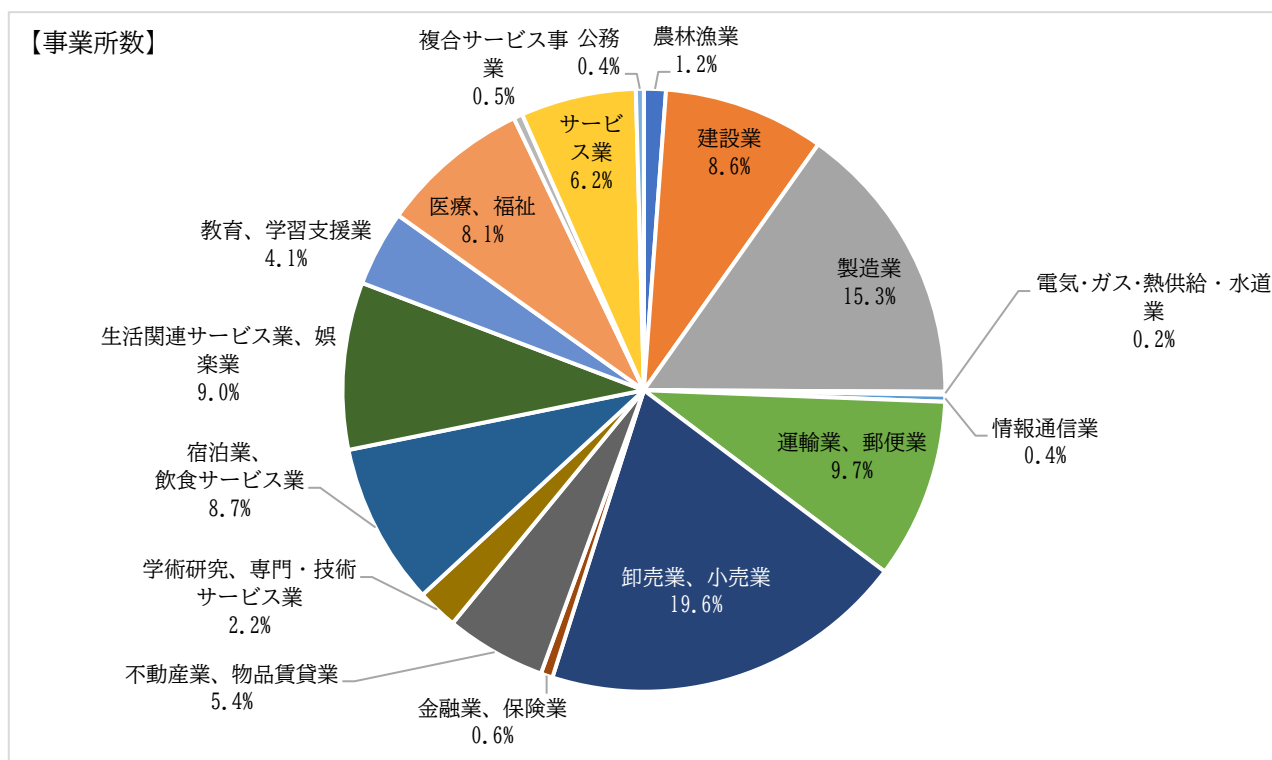
注）令和3年度の集計結果は、結果を早期に公表することを目的として集計したものであるため、確定数として後日公表する確報集計結果とは必ずしも一致しません。

出典：「平成24年経済センサス-活動調査結果」

「平成26年経済センサス-基礎調査結果」

「平成28年経済センサス-活動調査結果」

「令和3年経済センサス-活動調査（速報）結果」



注) この集計結果は、結果を早期に公表することを目的として集計したものであるため、確定数として後日公表する
 確報集計結果とは必ずしも一致しません。

出典：「令和3年経済センサス-活動調査（速報）結果」

図 1-2-3 産業構造（令和3年）

4. 土地利用状況

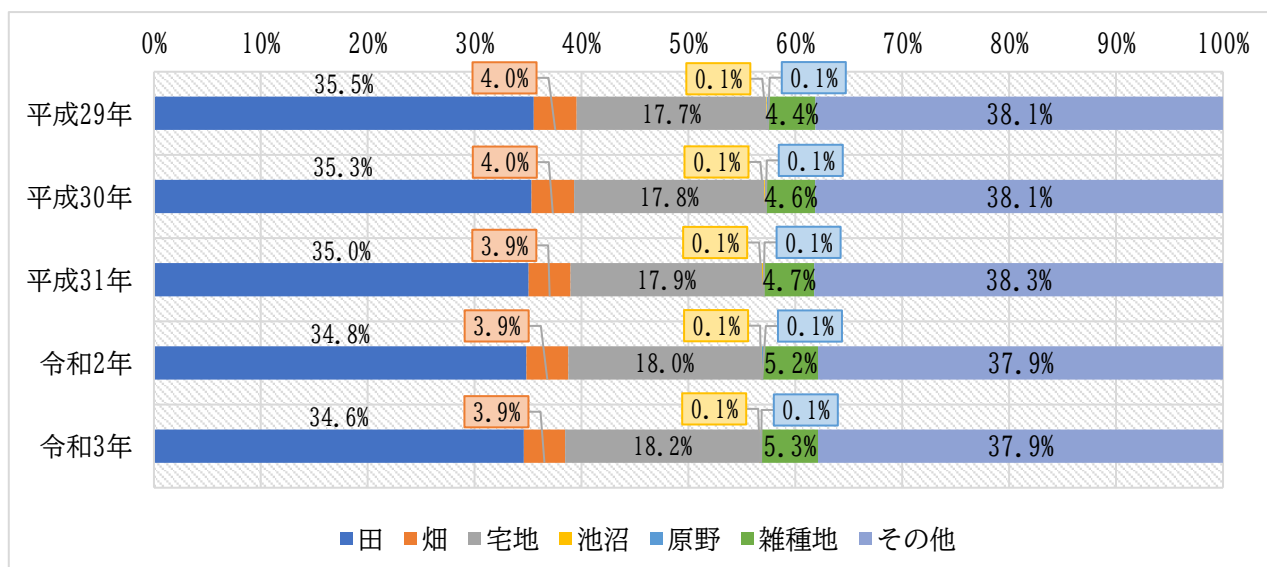
令和3年1月1日現在、本市の地目別土地利用面積は、その他が37.9%と全体に占める割合が最も高く、次いで、田が34.6%、宅地が18.2%の順となっています。田及び畑の占める割合は減少傾向にあり、代わって宅地及び雑種地の面積が増加しています。

表 1-2-2 地目別土地利用面積

単位：ha

年	総面積	田	畑	宅地	池沼	原野	雑種地	その他
平成29年	4,818	1,712	193	855	4	6	211	1,837
平成30年	4,818	1,702	191	857	4	6	220	1,838
平成31年	4,828	1,692	190	864	4	6	225	1,847
令和2年	4,828	1,682	189	869	4	6	249	1,829
令和3年	4,828	1,670	187	878	4	6	254	1,829

注) 市統計資料をもとに作成しています。その他は、道路や水路、無地番地等を含みます。



注) 市統計資料をもとに作成しています。その他は、道路や水路、無地番地等を含みます。

図 1-2-4 地目別土地利用面積

5. 水環境、水質保全に関する状況

河川や湖、海などの公共用水域の水質については、環境基本法第16条により、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、水質汚濁に係る環境基準が定められています。本市の西側を南北に流れる木曽川についても環境基準が設定されており、その類型^{注)}はA類型です。

市内では、尾張大橋が県の水質調査地点として設定されていましたが、平成18年度以降については、この地点での水質調査は行われていません。

注) 水質の汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する基準（健康項目）と生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）とに分けられます。健康項目については全国一律の基準が適用されますが、生活環境項目については、河川、湖沼及び海域の利用目的に応じて設けられた類型ごとの基準が適用されます。国が類型別に基準値を示し、県知事が類型を指定しています。このような基準の指定方式を類型指定と呼びます。木曽川に設定されているA類型は、6段階からなる類型の上から2番目の類型です。

第2節 将来計画

1. 総合計画

平成31年3月に策定した「第2次弥富市総合計画」では、6つの基本目標を定め、この基本目標を総合的に推進することで、将来像『地域でつくる「人・自然・文化」の調和 輝く未来へ繋ぐまち・弥富』の実現を目指しています。

基本目標1の「いつまでも住み続けたい安全・安心なまち」では、ごみの適正処理やリサイクルなどを進め、地域環境の美化とともに、地球環境への配慮を促すとしています。表1-2-3に、ごみ処理及び生活排水処理に関する施策を抜粋して示します。

表1-2-3 施策目標4 環境衛生の充実（抜粋）

主要施策	概要
○ごみ収集・処理体制の充実	・指定袋による収集をはじめ、効率的な収集体制の確立を図るとともに、広報・啓発活動により、市民へごみ分別のさらなる徹底を促進します。 ・広域的連携のもと、海部地区環境事務組合による八穂クリーンセンターの適正管理をはじめ、ごみの適正処理・リサイクル体制の充実を図ります。
○3R運動の促進	・環境教育や広報・啓発活動の推進を通じ、資源ごみの集団回収や拠点回収、生ごみの堆肥化など、市民や事業者の自主的な3R運動を進め、ごみを出さないライフスタイルや事業活動への転換を促進します。
○ごみの不法投棄対策の推進	・広報・啓発活動の推進や市民との協働による監視・パトロール体制の充実、監視カメラの有効活用を図り、不法投棄物の早期発見・早期回収及び不法投棄ごみの減少を図ります。
○浄化槽の適正管理の指導	・浄化槽の機能が十分に発揮されるよう、広報・啓発活動を推進するとともに、浄化槽設置者に対する維持管理の徹底を図ります。

2. 災害廃棄物処理計画

「弥富市災害廃棄物処理計画」は、大規模災害発生時における衛生面や健康面での安全・安心の確保、災害廃棄物の適正かつ迅速、円滑な処理の確保のため、現実的かつ着実な対策を進めることを目的として、令和2年3月に策定しています。

当該計画は、国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、「愛知県災害廃棄物処理計画」や「弥富市地域防災計画」、「弥富市ごみ処理基本計画」等関連計画との整合を図り、本市の災害時に発生する廃棄物対策について定めています。

表 1-2-4 災害時に発生する廃棄物処理の基本方針

基本方針	内容
○計画的かつ迅速・円滑な処理	住民の健康の保護、環境衛生の確保を確実に行うとともに、迅速な復旧・復興に資するため、災害廃棄物の発生量や被害状況を的確に把握し、国や県などと連携して計画的かつ迅速・円滑に処理を行います。 大規模災害においても3年以内の処理完了を目指すものとします。
○安全確保・環境への配慮	建築物の解体や災害廃棄物の収集運搬・保管・処理等の作業実施にあたっては、事故・火災予防等の安全性を確保しつつ、大気質、水質、騒音・振動、悪臭等、周辺的生活環境への影響に十分配慮します。
○分別の徹底とリサイクルの推進	災害時に発生する廃棄物の仮置場への搬入時や倒壊家屋の解体・撤去時等から、可能な限り分別を行うとともに、破碎・選別等により、リサイクル可能なものは極力リサイクルを図ることで、埋め立てする最終処分量の低減を図ります。
○住民及び事業者との協働体制	災害時に発生する廃棄物の分別や仮置場の管理、運営、確保について、自治会を中心とする住民との協働体制の構築を常日頃から進めるとともに、民間事業者と協力して、解体、運搬、処理、資源化を進めます。
○広域支援体制の構築	国、県、海部地区環境事務組合及びその参加自治体である津島市、愛西市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村、さらには周辺自治体と連携し、できるだけ迅速に支援体制を構築し、計画的かつ効率的に適正な処理を行います。 また、国が集約する知見・技術や、各地における災害対応力向上につなげることを目的に、有識者や地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等で構成された人的な支援ネットワークであるD. Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）を有効に活用します。
○平常時の準備	平常時に災害廃棄物の処理を行う上での基本情報を収集・更新し、体制を構築しておくことにより、災害発生時に速やかな対応が可能となります。 これらの準備は平常時の廃棄物処理を円滑に進めるうえでも有効であることから、定期的に情報を更新して、必要に応じて体制を見直すようにします。

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現況と課題

第1節 ごみ処理の区分と体制

1. ごみ処理行政の沿革

本市のごみ処理行政の沿革は、以下のとおりです。

表 2-1-1 ごみ処理行政の沿革

	事業内容
昭和 39 年度	津島市、佐織町、佐屋町、蟹江町及び弥富町で、ごみの共同処理を目的とした、津島市ほか四町衛生組合設立
昭和 51 年度	旧七宝町、美和町、大治町、十四山村、飛島村、立田村及び八開村を加え、津島市ほか十一町村衛生組合へ組織替え
昭和 57 年度	6 分別（可燃ごみ、プラスチック類ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、空缶、空ビン）収集開始
平成 6 年度	ストックヤード供用開始
平成 10 年度	八穂クリーンセンター建設工事着工
平成 11 年度	ペットボトルの拠点回収開始（旧十四山村）
平成 12 年度	津島市ほか十一町村衛生組合と、し尿の共同処理を行う海部津島衛生組合を統合し、海部津島環境事務組合の設立
平成 13 年度	ペットボトルの拠点回収開始（旧弥富町） ストックヤードの新設 一般廃棄物最終処分場供用開始
平成 14 年度	八穂クリーンセンター竣工
平成 15 年度	紙・布類収集開始
平成 18 年度	組合名称を海部地区環境事務組合に変更
平成 24 年度	八穂クリーンセンター灰溶融炉停止
平成 25 年度	小型家電の拠点回収開始
平成 27 年度	八穂クリーンセンター第 1 期基幹的設備改良工事開始
平成 28 年度	蛍光管のステーション回収開始
平成 29 年度	八穂クリーンセンター第 1 期基幹的設備改良工事終了
平成 30 年度	八穂クリーンセンター第 2 期基幹的設備改良工事開始
令和 2 年度	乾電池の拠点回収開始 八穂クリーンセンター第 2 期基幹的設備改良工事終了
令和 3 年度	小型家電リサイクル法認定事業者と協定を締結し、家庭で不用になったパソコンの無料回収を開始 八穂クリーンセンターの操業延長に関する協定書の締結
令和 4 年度	空きびん処理を容リ協ルートに変更

2. ごみ・資源の分別区分

一般家庭から排出されるごみ及び資源は集積場に、一部の資源については拠点回収場所に排出されることになっており、それらを市から委託された事業者が指定日に回収しています。

また、ごみについては、海部地区環境事務組合が運営する八穂クリーンセンターへ直接持ち込むことも可能となっています。

事業所から排出される事業系ごみについては、市から許可を受けた事業者に収集を委託するか、事業者自らが八穂クリーンセンターに持ち込むこととなっています。

表 2-1-2 ごみ・資源の分別区分

分別区分			収集方法 収集回数	搬入先
家庭系ごみ	可燃ごみ (燃えるごみ)	生ごみ、木くず、紙くず、皮革製品など	委託 (週 2 回) 直接搬入	八穂クリーンセンター 焼却処理施設
	プラスチック類 ごみ	ビニール製品、プラスチック製容器など	委託 (週 1 回) 直接搬入	八穂クリーンセンター リサイクルプラザ
	不燃ごみ (燃えないごみ)	陶器類、金属製品、電化製品など	委託 (月 1 回) 直接搬入	八穂クリーンセンター リサイクルプラザ
	粗大ごみ	家具、布団、自転車など指定袋に入らないもの	委託 (月 1 回) 直接搬入	八穂クリーンセンター リサイクルプラザ
	資源	空き缶 (スプレー缶 除く)	委託 (月 1 回)	民間
		空き缶 (スプレー缶)		民間
		蛍光管		八穂クリーンセンター 焼却処理施設
		空きビン		弥富市 ストックヤード
		紙・布類		民間
		ペットボトル 及びキャップ	拠点回収(随時)	民間
		小型家電		八穂クリーンセンター リサイクルプラザ
		乾電池		八穂クリーンセンター 焼却処理施設
事業系ごみ	可燃ごみ		許可業者 直接搬入	八穂クリーンセンター 焼却処理施設

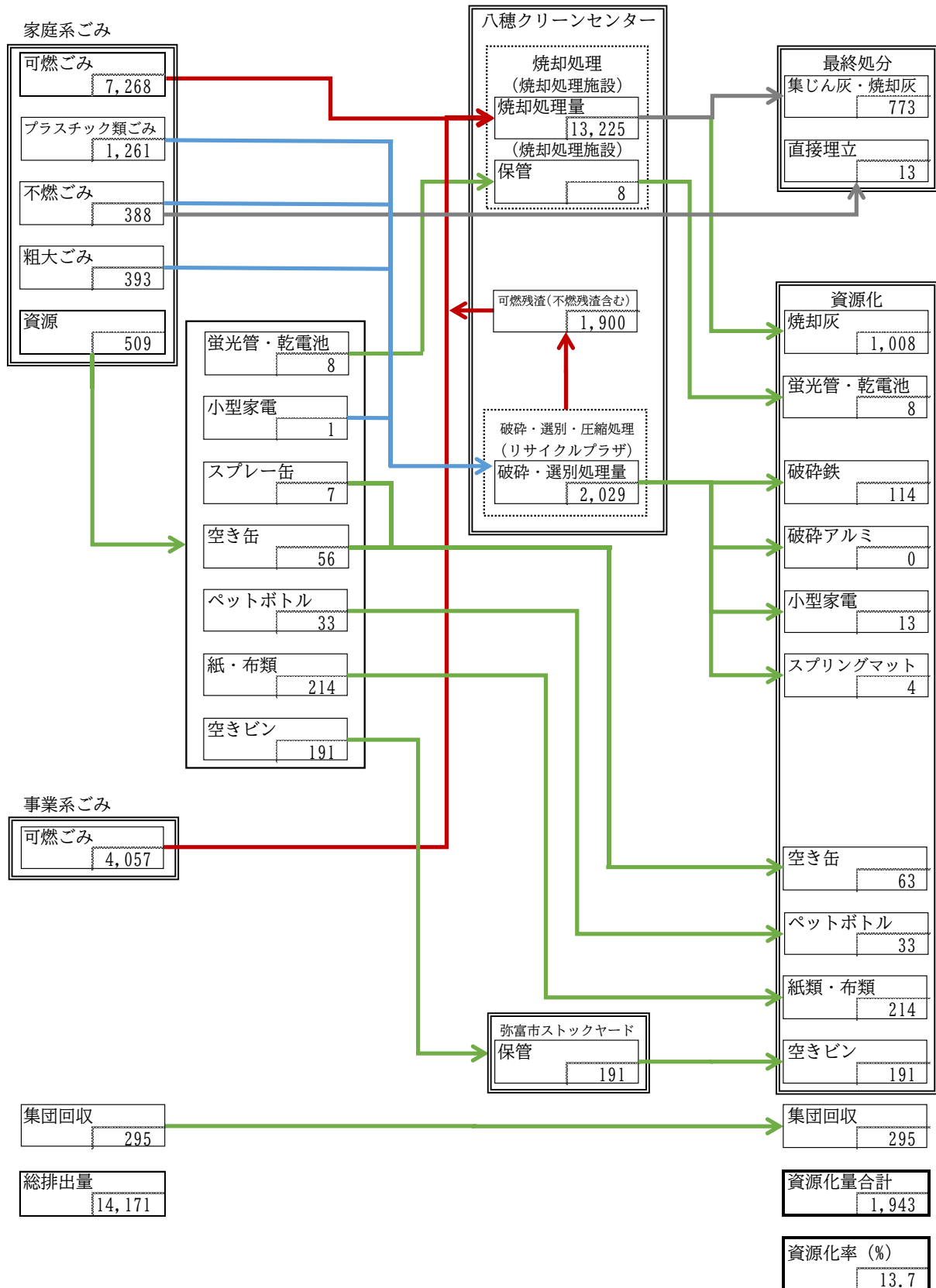
3. ごみ処理フロー

本市のごみ及び資源は、以下の流れで処理されています。

【収集区分】

【中間処理】

【資源化等】



注) 端数処理により合計が合わない箇所があります。単位は、資源化率は「%」、それ以外は「t」です。

図 2-1-1 ごみ処理フロー (令和 3 年度)

4. 中間処理の概要

(1) 八穂クリーンセンターの概要

可燃ごみは、八穂クリーンセンターごみ焼却施設で焼却処理を行っています。焼却に伴って発生する焼却残渣は平成 24 年 5 月まで熔融処理を行っていましたが、現在は一部をセメント原料として資源化しています。

不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック類ごみは、八穂クリーンセンターリサイクルプラザで破碎・選別処理を行い、金属類は資源化し、可燃残渣及び不燃残渣は、ごみ焼却施設で焼却処理を行っています。

ごみ焼却施設の老朽化に伴い、平成 27 年度から令和 3 年度にかけて基幹的設備改良工事を実施しました。

表 2-1-3 八穂クリーンセンター（焼却施設）の概要

項目	内容
施設名称	八穂クリーンセンター ごみ焼却施設
所 在 地	弥富市鍋田町八穂 399 番地 3
処理対象	可燃ごみ、粗大ごみ、ごみ処理残渣、し尿処理残渣
処理能力	330t/24h (110t/24h×3 炉) 全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ式)
灰溶融炉	黒鉛電極式プラズマアーク炉 (休止中)
敷地面積	49,907m ²
建築面積	12,884m ²
延床面積	31,366m ²
管理運営	海部地区環境事務組合
設計施行	三菱重工業株式会社
稼働年月	平成 14 年 6 月

表 2-1-4 八穂クリーンセンター（リサイクルプラザ）の概要

項目	内容
施設名称	八穂クリーンセンター リサイクルプラザ
所在地	弥富市鍋田町八穂 399 番地 3
処理対象	不燃ごみ、粗大ごみ、びん、缶
処理能力	【破砕選別施設】 不燃性粗大ごみ：19t/日、不燃ごみ：55t/日 可燃性粗大ごみ・プラスチック類ごみ：27t/日 【資源化施設】 ビン類：12.5t/日、缶類：9.5t/日、ペットボトル：1.5t/日 トレイ：1.3t/日、紙・布・ダンボール類：5t/日 合計 130.8t/日
管理運営	海部地区環境事務組合
稼働年月	平成 14 年 6 月

(2) 弥富市ストックヤード

びん類は、ストックヤードで一時貯留後、民間の委託業者により資源化を行っています。

表 2-1-5 弥富市ストックヤードの概要

項目	内容
施設名称	弥富市ストックヤード
所在地	弥富市鍋田町八穂 58 番地
処理対象	ガラス類
稼働年月	平成 14 年 6 月

5. 最終処分の概要

(1) 弥富市一般廃棄物最終処分場

直接搬入される不燃ごみは、弥富市一般廃棄物最終処分場で埋立を行っています。

表 2-1-6 弥富市一般廃棄物最終処分場の概要

項目	内容
施設名称	弥富市一般廃棄物最終処分場
所在地	弥富市鍋田町八穂 58 番地
埋立対象	不燃ごみ
埋立面積	5,900m ²
埋立容量	27,000m ³
敷地面積	7,700m ²
浸出水処理能力	30m ³ /日
稼働年月	平成 14 年 6 月

(2) 衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場

八穂クリーンセンター焼却処理施設から排出される焼却残渣のうち、一部は資源化していますが、資源化できない焼却残渣については、(公財)愛知臨海環境整備センター(略称:アセック)で埋立処分を行っています。

表 2-1-7 衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場の概要

項目	内容
施設名称	衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場
所在地	武豊町字旭 1 番地及び 1 号地 17 番地 2 の地先公有水面
処理対象	産業廃棄物、一般廃棄物(焼却残渣)、建設残土等
埋立面積	47.2ha
埋立容量	538 万 m ³
管理運営	(公財)愛知臨海環境整備センター
稼働年月	安定型区画:平成 22 年 7 月、管理型区画:平成 23 年 3 月

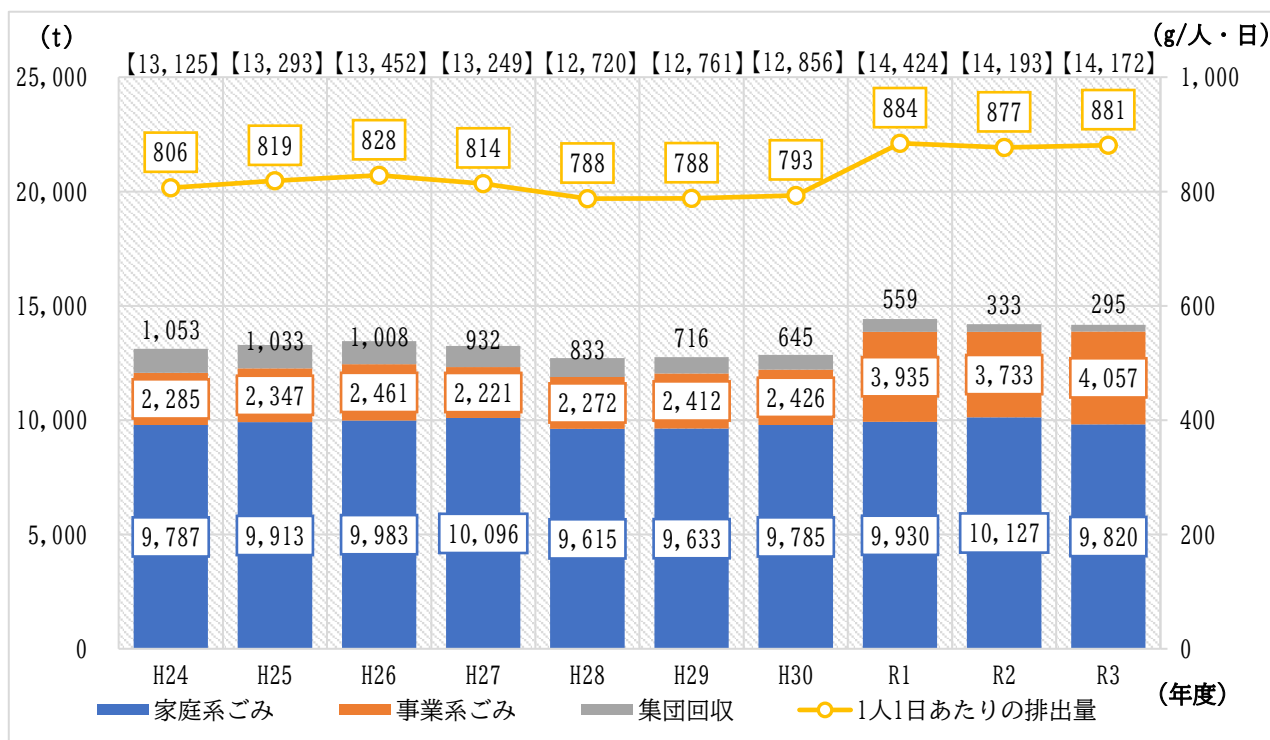
第2節 ごみ処理の現状

1. ごみ排出量

(1) 排出源別排出量

過去10年間の家庭系ごみの排出量は多少の増減はあるものの、約9,600t～10,000tの範囲で横ばいで推移しています。令和2年度以降、特に令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛やテレワークの普及が、ごみの排出状況に影響を及ぼしていると考えられます。

事業系ごみも平成30年度までは横ばいで推移していますが、令和元年度以降に1,500t程度増加しています。これは、市外にあった民間のリサイクルセンターが廃業となり、その施設が受け入れていた弥富市内発生の野菜くずを一時的に八穂クリーンセンターで受け入れしていることによるものです。この影響で、令和元年度以降総排出量は14,000tを超え、総排出量が多い状態が続いています。



注) 【】内は、総排出量を示します。

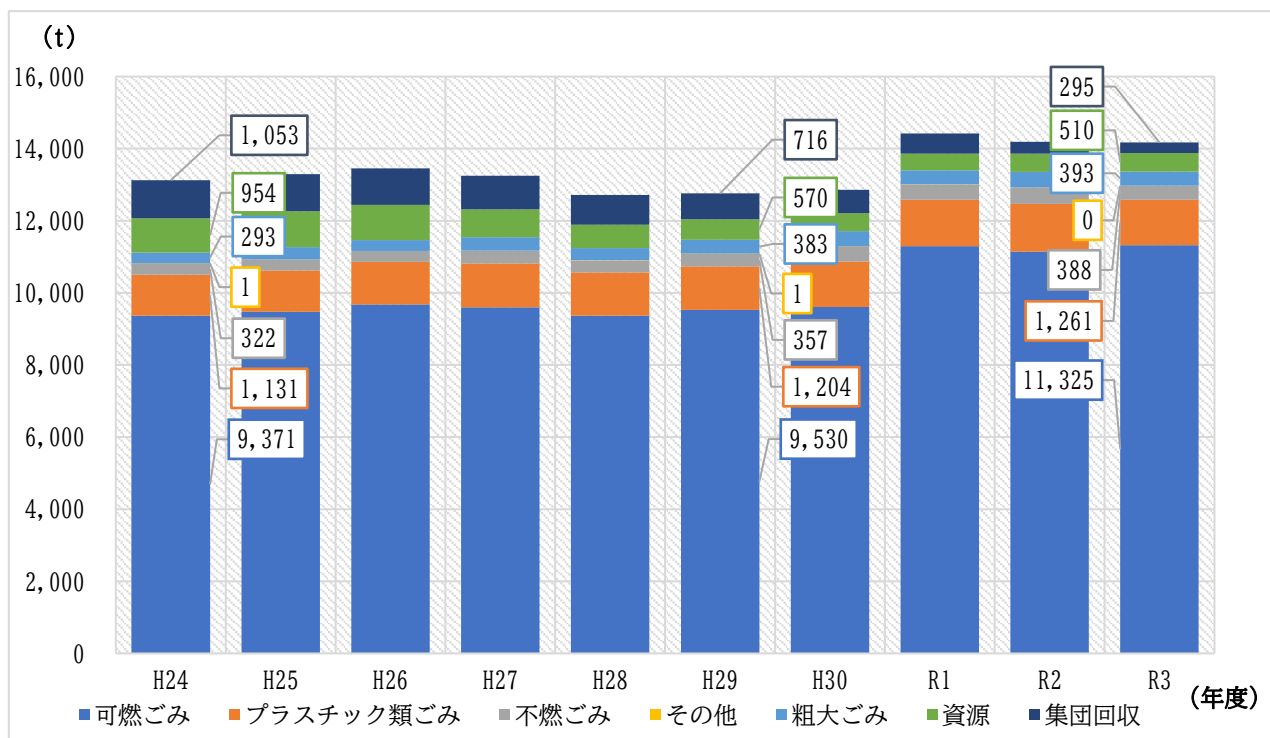
図 2-1-2 排出源別排出量の推移

(2) 種類別排出量

家庭系の可燃ごみ、プラスチック類ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみは、直近の令和3年度には前年度と比べ減少したものの、いずれも増加傾向にあります。

家庭系資源は減少傾向が続き、ここ5年間は減少が緩やかとなりましたが、令和3年度の排出量は、平成24年度と比べ444t減少し、510tとなっています。

集団回収は大きく減少し、令和3年度の排出量は、平成24年度と比べ1/3以下の295tとなっています。



注) その他には、平成 24 年度は家庭系直接搬入のプラスチックごみの、平成 29 年度及び平成 30 年度は乾電池の、令和元年度には乾電池及び小型家電の排出量が計上されています。令和 2 年度以降については、乾電池及び小型家電は資源に計上されています。

図 2-1-3 種類別排出量の推移

表 2-1-8 ごみ排出量の推移

項目	単位	平成 24年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
総人口	人	44,594	44,363	44,416	44,560	44,338	44,078
総排出量	t	13,125	12,761	12,856	14,424	14,193	14,172
家庭系ごみ	t	9,787	9,633	9,785	9,930	10,127	9,820
可燃ごみ	t	7,086	7,118	7,186	7,365	7,412	7,268
プラスチック類ごみ	t	1,131	1,204	1,259	1,281	1,323	1,261
不燃ごみ	t	322	357	424	424	464	388
その他	t	1	1	1	2	0	0
粗大ごみ	t	293	383	413	389	427	393
資源	t	954	570	502	469	501	510
事業系ごみ	t	2,285	2,412	2,426	3,935	3,733	4,057
可燃ごみ	t	2,285	2,412	2,426	3,935	3,733	4,057
集団回収	t	1,053	716	645	559	333	295
1人1日あたりの排出量	g/人・日	806.4	788.1	793.0	884.4	877.0	880.9
家庭系ごみ	g/人・日	601.3	594.9	603.6	608.9	625.8	610.4
事業系ごみ	g/人・日	140.4	149.0	149.6	241.3	230.7	252.2
集団回収	g/人・日	64.7	44.2	39.8	34.3	20.6	18.3
総排出量（資源を除く）	g/人・日	683.1	708.7	722.2	821.4	825.5	830.9
家庭系ごみ（資源を除く）	g/人・日	542.7	559.7	572.6	580.1	594.8	578.7

注) その他には、平成 24 年度は家庭系直接搬入のプラスチックごみの、平成 29 年度及び平成 30 年度は乾電池の、令和元年度には乾電池及び小型家電の排出量が計上されています。令和 2 年度以降については、乾電池及び小型家電は資源に計上されています。

(3) 家庭系ごみ排出量及び1人1日あたり排出量

資源を除く家庭系ごみ排出量及び1人1日あたりの排出量は、令和3年度に前年度から減少しましたが、緩やかに増加傾向にあります。

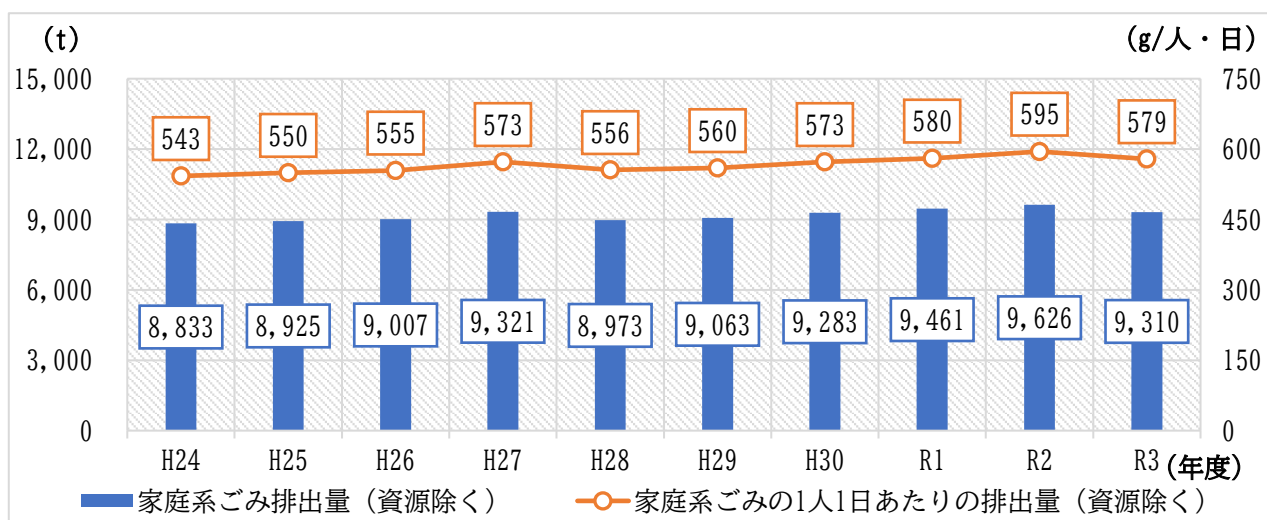


図 2-1-4 家庭系ごみ排出量及び1人1日あたりの排出量（資源を除く）の推移

2. ごみ処理量・処分量

(1) 資源化量

処理後再生利用量は増加傾向にありますが、直接資源化量及び集団回収量が減少傾向にあるため、トータルの資源化量としては減少傾向にあります。内訳をみると、焼却施設から排出される焼却灰の資源化量が増えている一方、新聞や雑誌などの紙類が大きく減少しています。新聞や雑誌の減少の原因については、購読者の減少や民間のリサイクル業者による資源回収、集積場からの持ち去りの影響が考えられます。また、空き缶も同様に、集積場からの持ち去りの事例が確認されています。

資源化率は減少傾向にあり、令和3年度の資源化率は13.7%となっています。

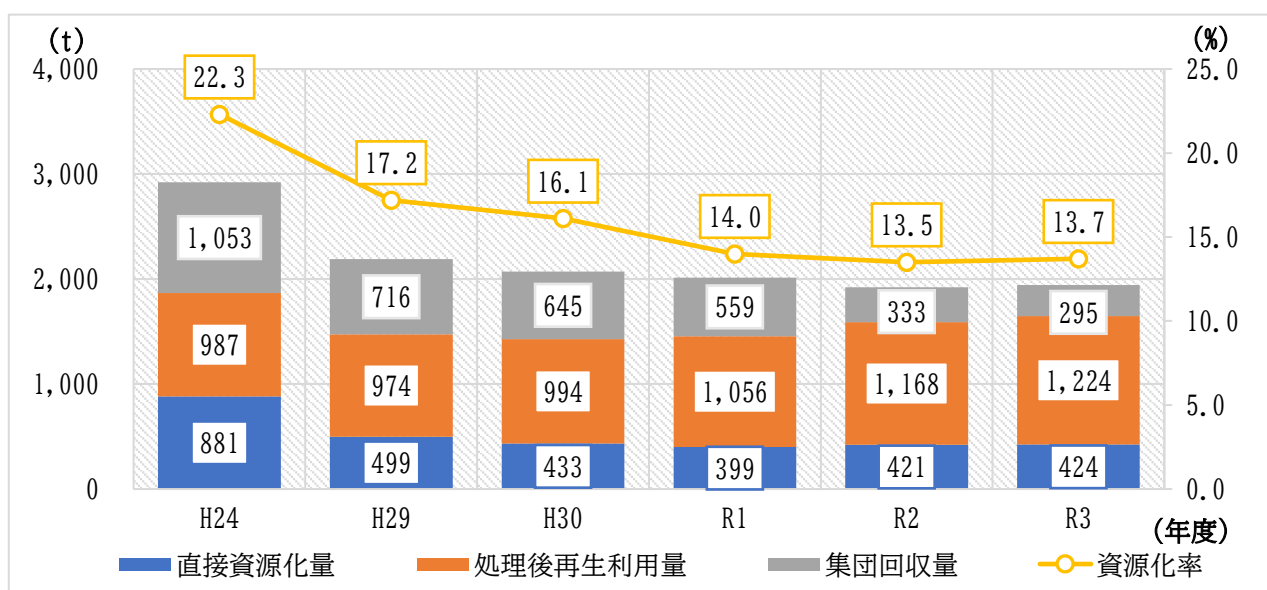


図 2-1-5 資源化量及び資源化率の推移

表 2-1-9 資源化量の推移

項目	単位	平成 24年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
資源化量 (①+②+③)	t	2,921	2,189	2,072	2,014	1,922	1,943
直接資源化量 (①)	t	881	499	433	399	421	424
空き缶	t	25	22	22	21	24	19
空きビン	t	219	221	202	195	186	191
紙・布類	t	637	256	209	183	211	214
新聞	t	276	82	58	39	36	43
雑誌	t	158	55	38	33	38	39
ダンボール	t	172	102	98	93	114	109
紙パック	t	1	1	1	1	1	1
シュレッダー	t	3	2	1	2	3	3
布	t	27	14	13	15	19	19
処理後再生利用量 (②)	t	987	974	994	1,056	1,168	1,224
焼却処理	t	835	805	796	846	905	1,008
焼却灰	t	835	805	796	846	905	1,008
破碎・選別処理	t	79	102	130	141	183	131
破碎鉄	t	65	86	112	120	159	114
破碎アルミ	t	3	3	4	4	6	0
小型家電	t	9	10	11	13	14	13
スプリングマット	t	2	3	3	4	4	4
資源化处理	t	73	67	68	69	80	85
ペットボトル(キャップ含む)	t	28	28	29	30	31	33
空き缶	t	45	36	35	35	42	44
蛍光管・乾電池	t	0	3	4	4	7	8
集団回収量 (③)	t	1,053	716	645	559	333	295
空き缶	t	30	25	26	24	17	10
紙類	t	974	656	594	509	301	269
新聞	t	544	346	301	256	134	126
雑誌	t	244	145	139	123	80	66
ダンボール	t	180	160	149	125	83	74
紙パック	t	6	5	5	5	4	3
布類	t	49	35	25	26	15	16
資源化率	%	22.3	17.2	16.1	14.0	13.5	13.7

(2) 生ごみ処理容器の設置補助

本市では、家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器の設置に要する経費について補助を行っています。生ごみ処理容器の設置台数は、表 2-1-10 に示すとおりです。

表 2-1-10 生ごみ処理容器の補助実績

年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
基数 (基)	6	10	7	2	6	4	0	3	3	4
交付額 (円)	94,000	51,900	36,900	11,000	24,500	19,200	0	13,200	13,100	16,900

(3) ごみ処理量

プラスチック類ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの排出量が増加傾向にあるため、破碎・選別処理量は増加傾向にあります。また、令和元年度以降に、事業系可燃ごみとして野菜くずを受入れているため、焼却処理量が増加しています。

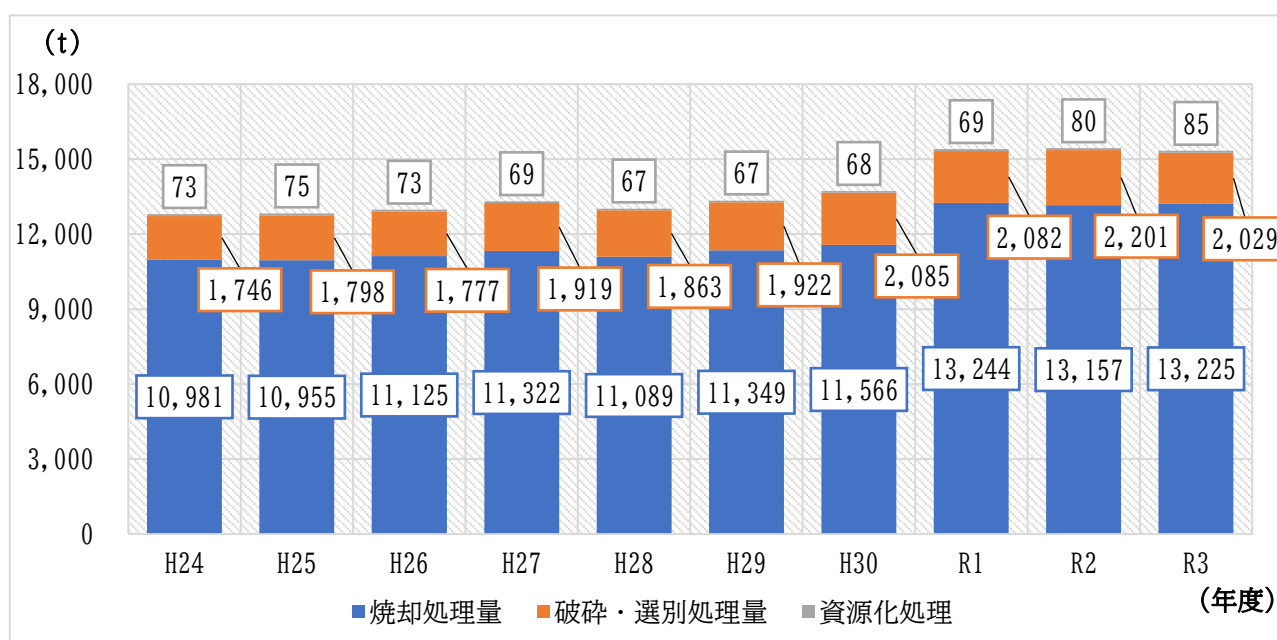


図 2-1-6 ごみ処理量の推移

(4) 最終処分量

令和3年度の最終処分量は786t、最終処分率は5.5%となっています。

なお、焼却灰の一部を資源化しているため、焼却処理量の増減の傾向と残渣処分量の増減の傾向とは一致しません。

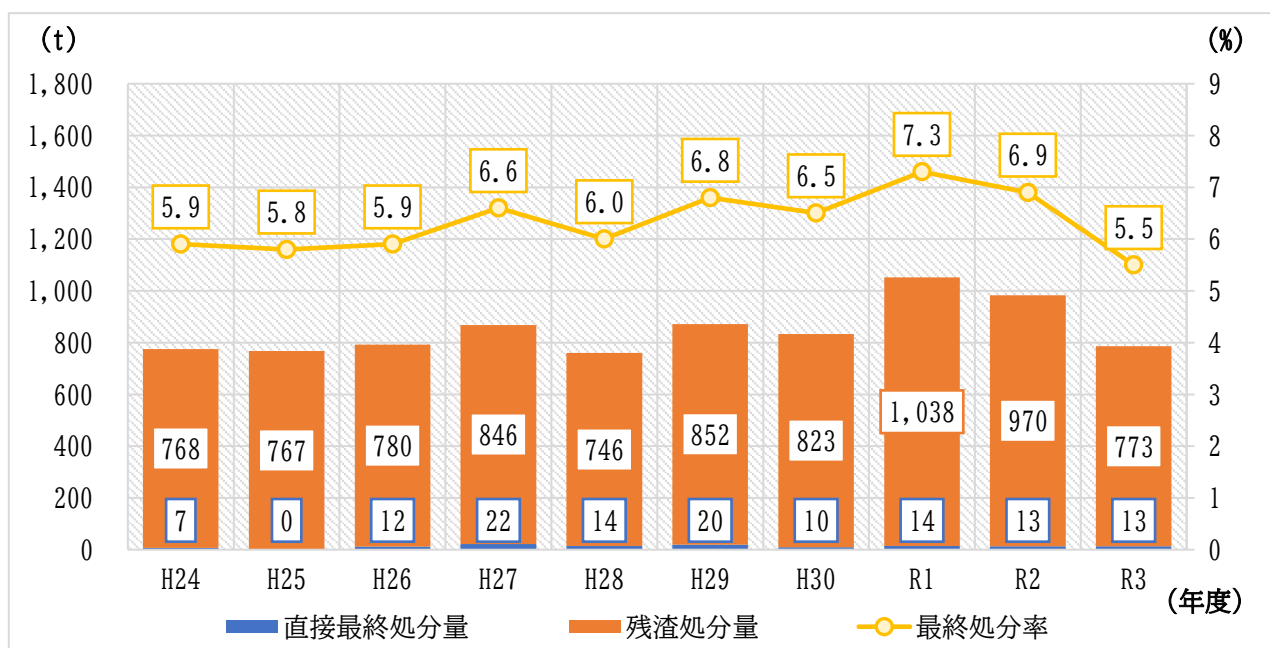


図 2-1-7 最終処分量の推移

表 2-1-11 ごみ処理量・処分量の推移

区分		単位	平成 24年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
中間処理	中間処理量(A～Cの合計 - a) ^{注)}	t	11,190	11,519	11,765	13,451	13,426	13,439
	焼却処理 (A)	t	10,981	11,349	11,566	13,244	13,157	13,225
	直接焼却量	t	9,371	9,530	9,612	11,300	11,145	11,325
	可燃ごみ	t	9,371	9,530	9,612	11,300	11,145	11,325
	処理残渣の焼却 (a)	t	1,610	1,819	1,954	1,944	2,012	1,900
	破碎・選別処理 (B)	t	1,746	1,922	2,085	2,082	2,201	2,029
	資源化処理 (C)	t	73	67	68	69	80	85
最終処分	最終処分量	t	775	872	833	1,052	983	786
	直接最終処分量	t	7	20	10	14	13	13
	残渣処分量	t	768	852	823	1,038	970	773
	集じん灰	t	406	388	352	451	433	442
	焼却灰	t	362	464	471	587	537	331
	最終処分率	%	5.9	6.8	6.5	7.3	6.9	5.5

注) 中間処理量の合計は、一次処理量の合計とし、二次処理量は含みません。

第3節 ごみの組成

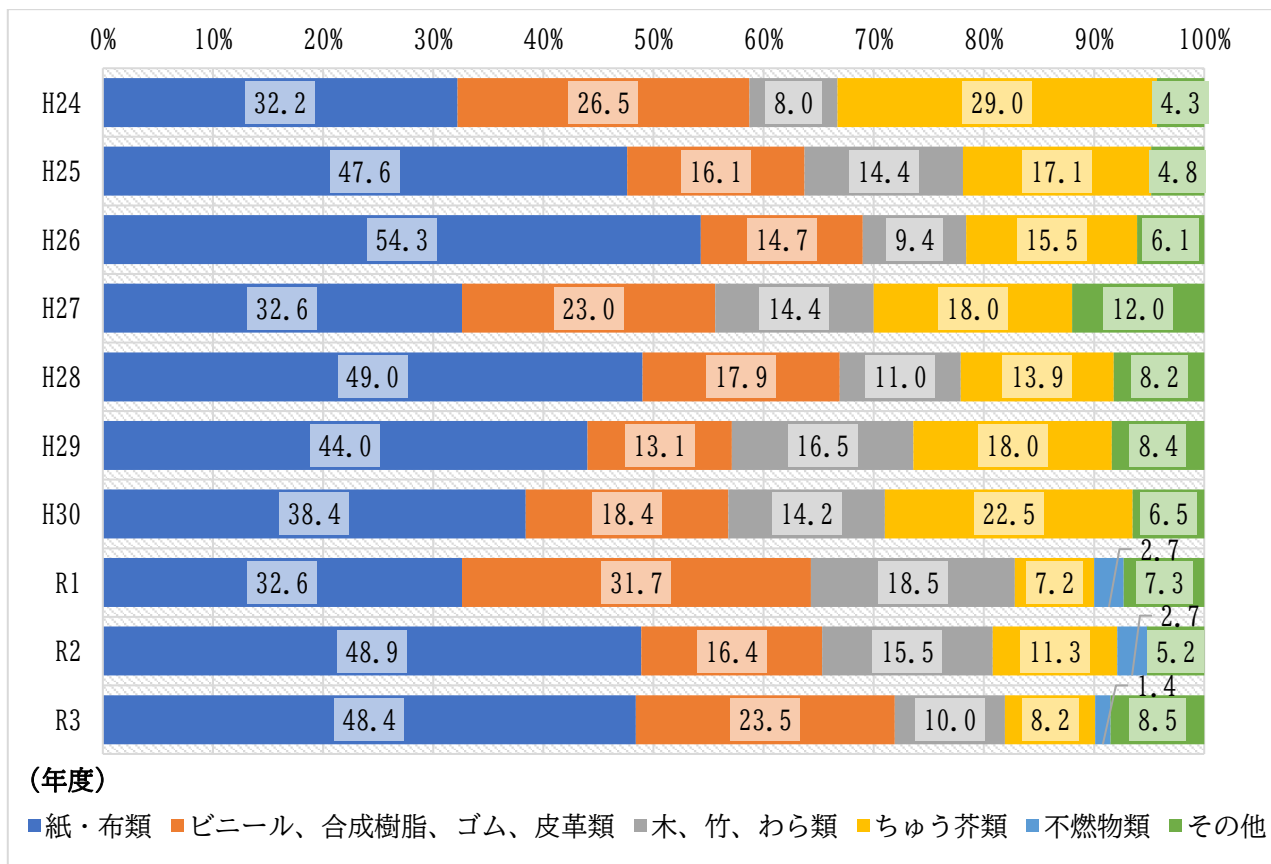
令和3年度のごみ組成をみると、「紙類・布類」が48.4%と最も割合が高く、次いで「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」が23.5%、「木、竹、わら類」が10.0%の順となっています。

10年間の推移をみると、年度ごとに各項目の割合は大きく変動しています。「ちゅう芥類」も年度ごとの割合が大きく変動しているものの、可燃ごみに占める割合は減少傾向にあります。

表 2-1-12 ごみ質分析結果の推移（八穂クリーンセンター）

項目		単位	平成 24年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
乾 き ベ ー ス 組 成	紙・布類	%	32.2	44.0	38.4	32.6	48.9	48.4
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	%	26.5	13.1	18.4	31.7	16.4	23.5
	木、竹、わら類	%	8.0	16.5	14.2	18.5	15.5	10.0
	ちゅう芥類	%	29.0	18.0	22.5	7.2	11.3	8.2
	不燃物類	%	0.0	0.0	0.0	2.7	2.7	1.4
	その他	%	4.3	8.4	6.5	7.3	5.2	8.5
	単位容積重量	kg/m ³	104.0	100.8	105.0	136.5	182.4	148.9
低位発熱量（計算値）		kJ/kg	7,951	5,930	7,113	8,799	7,841	8,360
低位発熱量（実測値）		kJ/kg	10,807	9,408	9,618	5,206	3,302	9,510
三 成 分	水分	%	45.2	55.7	50.0	40.1	45.1	44.0
	可燃分	%	48.0	38.8	44.3	51.9	47.5	50.1
	灰分	%	6.8	5.5	5.7	8.0	7.4	5.9

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」



出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」

図 2-1-8 可燃ごみの組成の推移（八穂クリーンセンター）

第4節 温室効果ガス排出量

令和3年度における温室効果ガス排出量は、ごみの焼却に係るものが4,009t-CO₂、最終処分場に係るものが1 t-CO₂となっています。

表 2-1-13 温室効果ガス排出量の推移（弥富市分）

	単位	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
八穂クリーンセンター										
廃棄物の焼却										
焼却処理量	t	10,955	11,125	11,322	11,089	11,349	11,566	13,244	13,157	13,225
CO ₂ 排出量	t-CO ₂	3,554	2,800	3,261	3,087	2,414	2,973	4,171	3,799	3,958
電気使用										
電力使用量	kWh	92,516	71,131	57,617	171,039	59,573	135,518	78,616	143,310	57,971
CO ₂ 排出量	t-CO ₂	35	44	28	82	29	55	40	74	5
灯油使用										
灯油使用量	L	8,387	9,665	9,451	9,674	11,778	16,704	18,472	19,659	17,449
CO ₂ 排出量	t-CO ₂	21	24	24	24	29	42	46	49	43
残渣運搬等										
軽油使用量	L	603	646	574	642	634	642	867	1,152	1,037
CO ₂ 排出量	t-CO ₂	2	2	1	2	2	2	2	3	3
八穂クリーンセンター CO ₂ 総排出量	t-CO ₂	3,612	2,870	3,314	3,195	2,474	3,072	4,259	3,925	4,009
八開処分場										
電気使用										
電力使用量	kWh	4,111	4,384	4,536	4,370	4,226	2,467	2,944	2,897	2,503
CO ₂ 排出量	t-CO ₂	2	2	2	2	2	1	1	1	1
八開処分場 CO ₂ 総排出量	t-CO ₂	2	2	2	2	2	1	1	1	1
CO ₂ 総排出量	t-CO ₂	3,614	2,872	3,316	3,197	2,476	3,073	4,261	3,926	4,010

注 1) CO₂排出量は、電力使用量等の活動量に、排出係数を乗じて求めた推計値です。

注 2) 各項目のCO₂排出量については四捨五入しているため、その合計と総排出量とは一致しないことがあります。

注 3) 「廃棄物の焼却」によるCO₂排出量には、プラスチックや合成繊維の焼却で排出されるCO₂排出量のほか、CH₄やN₂Oの排出寄与分が含まれています。

第5節 ごみ処理に係る経費

1. ごみ処理経費

ごみ処理経費については、平成27年度から令和3年度にかけて増加していますが、これは八穂クリーンセンターの基幹的設備改良工事に伴う組合分担金が増加したためです。令和3年度のごみ処理経費は451,076千円、一般会計に占めるごみ処理経費の割合は2.5%となっています。

表 2-1-14 ごみ処理経費の推移

単位：千円

年度	一般会計決算額 ①	ごみ処理経費 ②	比率 ②/①	対前年度比
平成24年度	14,583,858	360,180	2.5%	—
平成25年度	13,172,617	361,017	2.7%	0.2%
平成26年度	14,116,241	352,100	2.5%	▲2.5%
平成27年度	14,233,766	392,292	2.8%	11.4%
平成28年度	14,372,384	448,462	3.1%	14.3%
平成29年度	14,445,591	476,965	3.3%	6.4%
平成30年度	16,148,461	479,080	3.0%	0.4%
令和元年度	18,662,461	475,594	2.5%	▲0.7%
令和2年度	19,865,033	461,597	2.3%	▲2.9%
令和3年度	17,768,642	451,076	2.5%	▲2.3%

表 2-1-15 ごみ処理経費の内訳の推移

単位：千円

	合計	建設・改良費		処理及び維持管理費		その他
			うち組合分担金		うち組合分担金	
平成24年度	360,180	0	0	360,180	185,329	0
平成25年度	361,017	0	0	361,017	185,208	0
平成26年度	352,100	0	0	352,100	191,584	0
平成27年度	392,292	62,089	62,089	330,203	151,837	0
平成28年度	448,462	54,762	54,762	363,528	177,796	30,172
平成29年度	476,965	62,368	62,368	384,328	197,711	30,269
平成30年度	479,080	49,800	49,800	395,418	209,353	33,862
令和元年度	475,594	36,593	36,593	403,464	186,442	35,537
令和2年度	461,597	47,162	47,162	379,580	190,314	34,855
令和3年度	451,076	17,197	17,197	394,966	204,155	38,913

注) その他の経費の内訳は、ごみ袋の購入費、ごみ袋等取扱手数料、一時仮置場監視委託料となっています。

2. 単位あたりのごみ処理経費

1 t あたりのごみ処理経費は平成 29 年度、平成 30 年度と 37,000 円を超えていましたが、その後減少傾向にあり、令和 3 年度の 1 t あたりのごみ処理経費は 31,831 円となっています。

1 人あたりのごみ処理経費は平成 28 年度に 10,000 円を超えて以降横ばいで推移し、令和 3 年度の 1 人あたりのごみ処理経費は、10,234 円となっています。

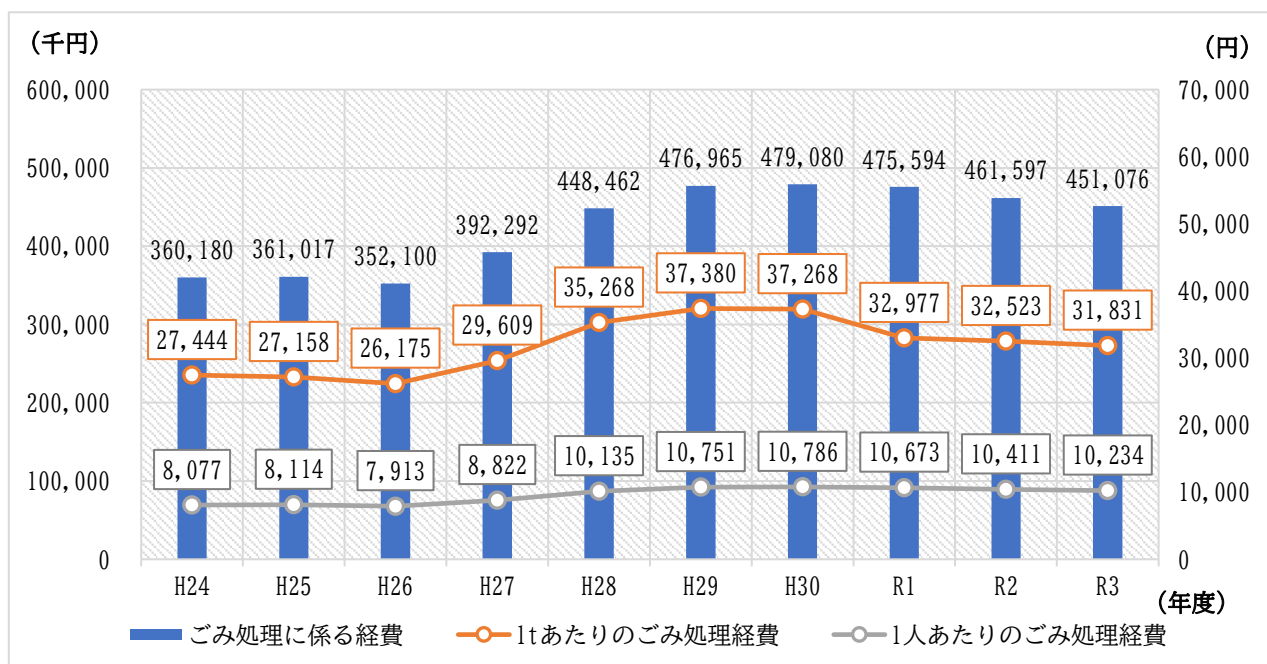


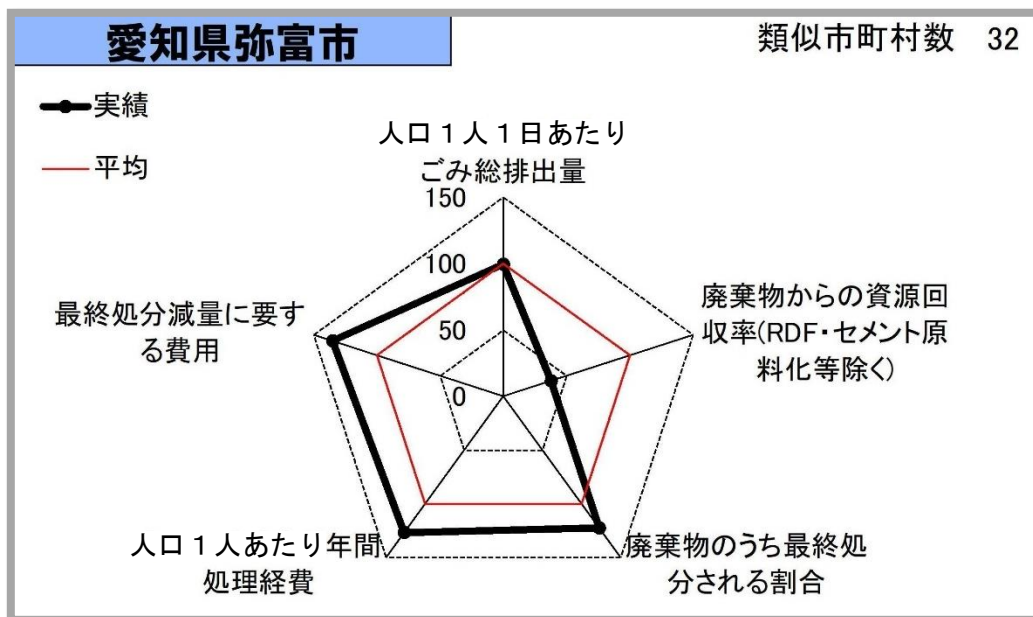
図 2-1-9 ごみ処理経費の推移

第6節 ごみ処理の評価

環境省から提供されている「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を使用し、5つの指標について類似市町村との比較を行った結果は以下のとおりです。

指標値 100 を基準に、これより大きければ優れている、これより小さければ劣っているという評価となります。5つの指標のうち、「廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等を除く）」の項目は、比較した市町村の中で最も低くなっています。

	1人1日あたり ごみ総排出量 g/人・日	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメ ント原料化等除く) t/t	廃棄物のうち 最終処分される 割合 t/t	1人あたり 年間処理経費 円/人・年	最終処分減量に 要する費用 円/t
平均	873	0.188	0.089	12,523	40,765
最大	1,127	0.362	0.143	21,066	73,781
最小	644	0.071	0.022	7,021	22,350
標準偏差	0.123	0.072	0.033	3,285	12,003
本市実績	877	0.071	0.069	9,167	26,464
指数値	99.5	37.8	122.5	126.8	135.1



注)「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」(環境省)を基に作成しています。

図 2-1-10 類似市町村とのごみ処理指標の比較 (令和2年度)

第7節 計画目標の達成状況

現行計画では、基準年度（平成18年度）よりごみの排出量を5%削減することを減量目標として設定しています。項目は、「①可燃ごみ+可燃性粗大ごみ」、「②不燃ごみ+不燃性粗大ごみ」、「③資源ごみ」、「④事業系ごみ」の4つを指標としていますが、本計画では粗大ごみを可燃性及び不燃性の別で集計していないため、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」、「資源」及び「事業系ごみ」の別で数値目標の達成状況を評価しています。

1人1日あたり家庭系ごみ排出量（資源を除く）については、数値目標を達成していますが、増減を繰り返しながら増加傾向にあります。内訳をみると、不燃ごみ及び粗大ごみは数値目標を達成していますが、可燃ごみ、プラスチック類ごみ及び資源は未達成となっています。

また、事業系ごみについては、平成30年度までは数値目標をわずかに超える程度で推移していましたが、令和元年度以降、廃業した民間のリサイクルセンターで受け入れていた弥富市内発生野菜くずを八穂クリーンセンターで受け入れている影響もあり、未達成となっています。

表 2-1-16 数値目標の達成状況（1）

指標	単位	平成18年度 （基準年度）	数値目標 ^{注1）}	令和3年度		達成 状況
				実績値	対平成18 年度比(%)	
1人1日あたり家庭系ごみ 排出量（資源を除く）	g/人・日	609.0	579	578.7	▲ 5.0	達成
可燃ごみ	g/人・日	462.4	439	451.8	▲ 2.3	未達成
プラスチック類ごみ	g/人・日	81.1	77	78.4	▲ 3.3	未達成
不燃ごみ	g/人・日	31.3	30	24.1	▲ 23.0	達成
粗大ごみ	g/人・日	34.1	32	24.4	▲ 28.5	達成
1人1日あたり家庭系資源 排出量	g/人・日	74.5	242	31.7	▲ 57.5	未達成
事業系ごみ年間排出量	t	2,278	2,164	4,057	78.1	未達成

注1）資源は現状維持（基準年度と同値）、資源以外の項目については、基準年度比5%削減となっています。

注2）四捨五入しているため、1人1日あたり家庭系ごみ排出量（資源を除く）と内訳の合計とは一致しません。

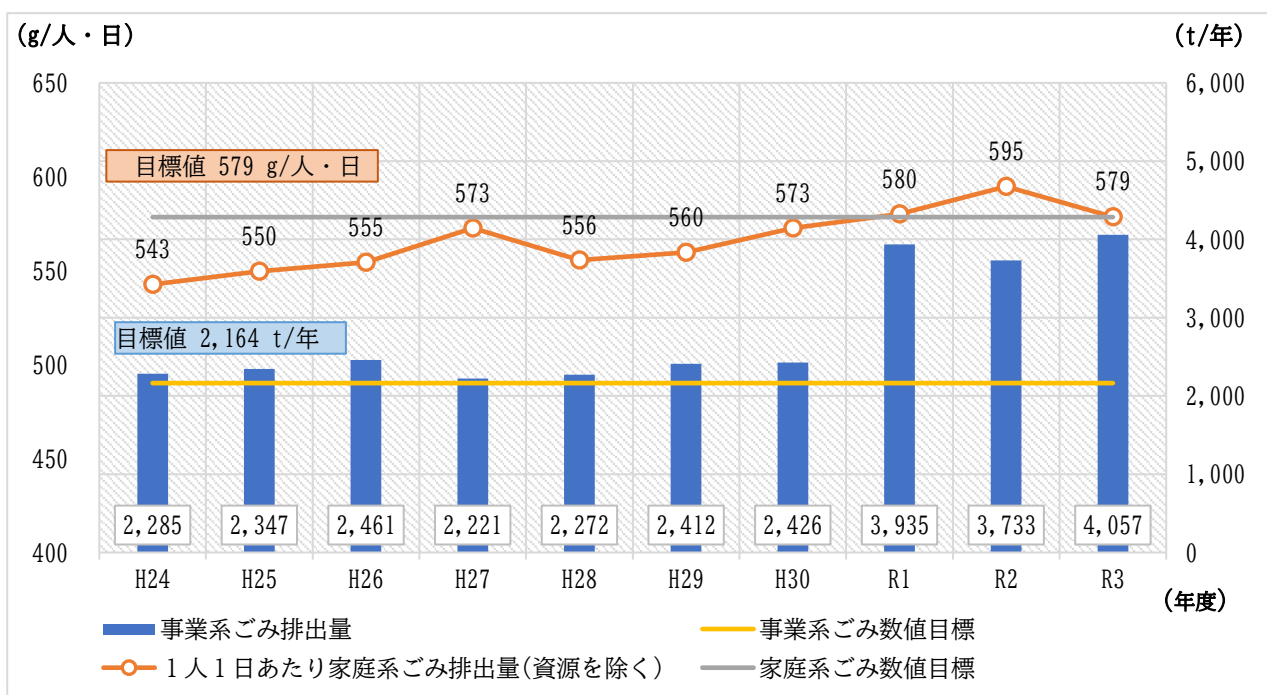


図 2-1-11 数値目標の達成状況

空き缶、空きビン、ペットボトル、ダンボール、紙パック及び新聞・雑誌についても、資源化目標として、それぞれ数値目標が設定されています。

基準年度より回収量が増加しているペットボトルを含め、すべての品目で数値目標は未達成となっています。

表 2-1-17 数値目標の達成状況（2）

指標	単位	平成18年度 (基準年度)	数値目標	令和3年度		達成状況
				実績値	対平成18 年度比(%)	
空き缶	t	7.4	8.4	3.9	▲ 47.3	未達成
空きビン	t	15.3	15.3	11.9	▲ 22.2	未達成
ペットボトル	t	1.2	5.5	2.1	75.0	未達成
ダンボール	t	19.3	19.3	6.8	▲ 64.8	未達成
紙パック	t	4.7	4.7	0.1	▲ 97.9	未達成
新聞・雑誌	t	40.9	120.5	5.1	▲ 87.5	未達成

第8節 ごみ処理行政の動向

1. 主な法律の制定

(1) 食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定
その他食品の削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的
に推進することを目的としています。

【法の制定】

- ・ 令和元年5月に成立、同年10月に施行

【地方公共団体の責務】

- ・ 地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及びその実施する責務を有している

(2) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）

国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

【法の制定】

- ・ 令和3年6月に成立、令和4年4月に施行

【地方公共団体の責務】

- ・ 市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない
- ・ 都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めなければならない

2. 国の動き

(1) 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）では、2050年でのカーボンニュートラル、2030年度に2013年度比温室効果ガス排出量を46%削減することを目指しています。

廃棄物分野における温室効果ガスの削減

ごみの焼却（ CO_2 、 CH_4 、 N_2O ）、埋立（ CH_4 ）、排水処理（ CH_4 ）、収集車等の走行（ CO_2 、 CH_4 、 N_2O ）等から温室効果ガスが発生します。廃棄物分野ではごみの焼却に伴い発生する温室効果ガスの排出量が多いため、一般廃棄物の削減、特にプラスチックごみの削減は、温室効果ガスの削減に大きな効果があります。

3. 愛知県の動き

(1) 愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）

愛知県は令和4年2月に「愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）」を策定し、循環型社会の形成に向けて、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rの促進や、適正処理と監視指導の徹底、廃棄物処理施設の整備、循環ビジネスの振興などに関する基本的な方向を定めています。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律において、都道府県が定めるべきものとされる「食品ロス削減推進計画」を含めた内容となっています。

表 2-1-18 減量化の目標値

	2019 年度(基準年度) 実績値	2026 年度目標値 () 内は 2019 年度比	前計画 (2021 年度) 目標値
排出量	253 万 7 千トン	239 万トン (約 6 %減)	240 万 4 千トン
出口側の 循環利用率	21.3%	約 23% (約 2 ポイント増)	約 23%
最終処分量	19 万 4 千トン	18 万 6 千トン (約 4 %減)	19 万 8 千トン
1 人 1 日あたりの 家庭系ごみ排出量	520g	480g (約 8 %減)	500g

注) 産業廃棄物の目標は省略しています。

表 2-1-19 食品ロスの削減の目標値

	2019 年度実績値	2026 年度目標値	2030 年度目標値
食品ロス発生量	215 千トン	189 千トン	178 千トン

注) 事業系食品ロスの目標は省略しています。

（２）愛知県災害廃棄物処理計画

愛知県では、平成 28 年 10 月に「愛知県災害廃棄物処理計画」を策定し、迅速かつ適切な災害廃棄物処理に向けた体制整備を行ってきましたが、昨今の集中豪雨等の状況を踏まえ、地震・津波以外の災害廃棄物対応の知見が蓄積されたことなどから、令和 4 年 1 月に愛知県災害廃棄物処理計画を改定しています。

【災害廃棄物処理に係る基本方針】

1 分別・選別の徹底及び再資源化の促進

災害廃棄物の発生現場や仮置場への搬入時における分別を徹底し、円滑な処理につなげるとともに、仮置場等での選別の徹底及び再資源化の促進により、最終処分量の低減を図る。

2 民間事業者との連携

一般廃棄物である災害廃棄物の処理に当たっては、市町村自らによる処理や一般廃棄物処理業者の活用に加えて、産業廃棄物処理業者や建設業者など幅広い民間事業者の力を最大限活用して、迅速な処理を目指すものとする。

3 県内の市町村による連携

災害廃棄物は、通常時の一般廃棄物と比べ、一度に大量の発生が見込まれ、単独の市町村では対応が困難なことが想定されるため、市町村間の連携を促進し対応を図る。具体的には、愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021 年 11 月）に基づく 13 の広域化ブロックや尾張地域、西三河地域、東三河地域という地域ブロックにおける地域内連携、地域ブロックを越えた全県域における地域間連携を推進し、速やかな処理を実施する。

4 県外の市町村への支援要請（広域連携）

発生する災害廃棄物の県内の市町村による処理が困難と見込まれる場合、県は、「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」に基づき、県外の市町村に支援を要請するため、環境省中部地方環境事務所、中部ブロック各県と調整を行う。

第9節 課題の抽出

本市のごみ処理に関する課題は、以下のとおりです。

表 2-1-20 ごみ処理の課題

	課題
排出抑制	資源を除く家庭系ごみの1人1日あたり排出量は増加傾向にあるため、市民に対してごみ排出抑制を促す必要があります。
	焼却施設に持ち込まれる可燃ごみには、リサイクル可能な紙類が多く含まれているため、市民の分別の徹底を図る必要があります。
	食品ロスの削減の推進に関する法律及び食品ロス削減基本方針では、平成12年度比で令和12年度までに食品ロス量を半減させることとしており、本市でも食品ロスを削減する方策を検討する必要があります。
	事業系ごみの排出量の削減が進んでいないため、事業者に対してより一層の啓発指導などが必要となっています。
収集運搬	高齢化や核家族化の進展に伴い、高齢者のみの世帯が増えていることから、ごみ出しに課題を抱えている高齢者等世帯に対しての支援として、ふれあい収集事業を実施しています。今後、対象者の代理人による排出や、対象者の増加に伴う対応について検討する必要があります。
中間処理	プラスチック資源循環法が施行となり、自治体ではプラスチックの資源循環の促進を図ることが求められているため、廃棄されたプラスチック使用製品の分別収集及び集められたプラスチック使用製品の資源化について、国の措置内容等を踏まえ、今後の検討を進めていく必要があります。
	八穂クリーンセンターは平成14年6月に供用が開始されましたが、老朽化が進行していたため、平成27年度～令和3年度にかけて基幹的設備改良工事を実施し、施設の延命化を図りました。今後も安定した処理を継続するために各設備の適正な維持管理について、海部地区環境事務組合及び構成自治体と共に検討する必要があります。
最終処分	平成24年5月まで八穂クリーンセンターで焼却残渣は溶融処理していましたが、現在は一部をセメント原料として資源化しています。最終処分量の削減のため、焼却残渣の資源化を継続するとともに、可燃ごみ及び不燃ごみの削減を進める必要があります。
その他	市内で不法投棄とみられる事例が発生しているため、広報・啓発活動や市民との協働による監視・パトロール体制の充実を図る必要があります。
	令和2年3月に「弥富市災害廃棄物処理計画」を策定し、災害により発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、体制の整備を進めていますが、国や県の方針の変更や各地の災害の教訓、訓練等での課題を受けて、継続的に見直しを行う必要があります。
	また、災害時に迅速に行動するため、市職員の行動マニュアルの作成や周辺自治体との協力体制の構築、事業者との応援協定の締結を進める必要があります。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

1. ごみ処理に係る理念

従来の大量生産・大量消費型のライフスタイルからの転換が求められているなか、本市のごみの排出量は増加傾向にあります。このため、ごみ分別の徹底や減量化、資源の循環利用を推進していくものとします。また、住民に対してごみの減量化や資源化に関する啓発を行い、住民協力のもと進めていくものとします。

ごみ処理に係る理念は、次のとおりです。

【ごみ処理に係る理念】

市民、事業者、行政が一体となって、資源の消費を抑え、環境負荷をできる限り低減した循環型社会の定着を目指すとともに、快適で清潔なまちづくりに努めます。

【SDGsの目標を達成するために関連する主な取組】

- ・ 使い捨て型のライフスタイルの見直しなどによる廃棄物発生量の削減
- ・ 食品ロス対策などによる発生抑制の推進
- ・ 廃棄物の循環利用のさらなる促進
- ・ 廃棄物エネルギーの利活用促進
- ・ 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上
- ・ 廃プラスチック対策による海洋汚染の防止
- ・ 災害廃棄物対策

2. ごみ処理の基本方針

本市では以下に示す基本方針のもと、循環型社会の定着を図るものとします。また、市民、事業者及び行政に期待される役割は以下のとおりとします。

<基本方針1>

3 Rのさらなる促進

<基本方針2>

環境意識の向上

<基本方針3>

効率的で持続可能な処理体制の整備

○市民に期待される役割

市民一人ひとりが自主的に3 Rに取り組み、ごみを出さないライフスタイルへの転換を図るものとします。また、市の施策に協力するものとします。

○事業者期待される役割

事業者が排出者責任及び拡大生産者責任の考え方にに基づき、ごみを出さない事業活動への転換を図るものとします。また、市の施策に協力するものとします。

○行政に期待される役割

市民、事業者に対して地球環境への配慮を促し、3 Rの取組を支援するコーディネーターとしての役割を果たすものとします。また、ごみの適正処理や地域環境の美化に努めるものとします。

第2節 施策体系

基本方針1 3Rのさらなる促進

基本施策1-1 減量化の取組の促進

個別施策	1-1-1 食品ロス削減と生ごみ減量化の推進 【重点施策】
	1-1-2 ごみの発生抑制の推進
	1-1-3 物を長く大事に使う

基本施策1-2 再使用の取組の推進

個別施策	1-2-1 不要品の交換
	1-2-2 再使用可能な容器（リターナブルびん等）の利用

基本施策1-3 資源循環の促進

個別施策	1-3-1 分別の徹底
	1-3-2 リサイクル製品の利用促進
	1-3-3 庁内におけるリサイクル製品の積極的な利用
	1-3-4 集団回収を行う団体への支援

基本施策1-4 事業系ごみの削減、資源化の推進

個別施策	1-4-1 事業系ごみ減量化の推進
	1-4-2 事業系ごみ資源化の推進
	1-4-3 多量排出事業者への減量化計画策定義務化の検討
	1-4-4 搬入審査の充実

基本方針2 環境意識の向上

基本施策2-1 情報提供の充実

個別施策	2-1-1 わかりやすい情報の提供と内容の充実 【重点施策】
------	---------------------------------------

基本施策2-2 環境教育の充実と啓発活動の推進

個別施策	2-2-1 園児や小学生、若年層を対象としたごみ問題学習機会の充実
	2-2-2 出前講座の充実

基本方針3 効率的で持続可能な処理体制の整備

基本施策3-1 分別収集品目の拡大の検討

個別施策	3-1-1 プラスチックごみの資源化の推進 【重点施策】
	3-1-2 ミックスペーパーの資源化の検討
	3-1-3 資源の多様な排出機会の提供

基本施策3-2 安定した収集運搬体制の継続

個別施策	3-2-1 分別区分の拡大等に伴う収集運搬体制の強化
	3-2-2 集積場の適正な管理
	3-2-3 取扱いに注意を要するごみの周知
	3-2-4 適正処理困難物の回収ルートの確保

基本施策3-3 安全かつ効率的な中間処理体制の継続

個別施策	3-3-1 八穂クリーンセンターの適正な維持管理
	3-3-2 民間処理施設活用の検討
	3-3-3 焼却施設の周辺環境の保全

基本施策3-4 安定した最終処分体制の継続

個別施策	3-4-1 最終処分量の削減
	3-4-2 最終処分場の周辺環境の保全

基本施策3-5 廃棄物処理コストの適正化に向けた検討

個別施策	3-5-1 市民の利便性や資源化率の向上にも配慮した費用負担の検討
	3-5-2 家庭ごみ処理手数料の見直しの検討

基本施策3-6 不法投棄や資源持ち去りの対策の実施

個別施策	3-6-1 不法投棄対策の強化
	3-6-2 資源の持ち去り対策の強化

基本施策 3-7 災害時の廃棄物処理体制の整備

個別施策	3-7-1 災害廃棄物処理計画の見直し
	3-7-2 災害時のための協力体制の構築

基本施策 3-8 高齢化社会を見据えた市民サービスの向上

個別施策	3-8-1 高齢者等への支援
------	----------------

第3節 重点施策

重点施策1 食品ロス削減と生ごみ減量化の推進

県が行った食品ロスの調査結果を基に、本市の食品ロスの発生量を推計すると、令和3年度の市民1人1日あたりの排出量は73.2g^{注1)}、市全体では1年間に1,177tもの食品ロスが廃棄された計算になります。大切な資源の有効利用と環境負荷を減らす観点から、食品ロスを削減する必要があります。

本市では、平成27年11月より弥富市社会福祉協議会が、フードバンク事業に取り組む認定NPO法人セカンドハーベスト名古屋と「フードバンク活用支援事業^{注2)}」の実施に関する協定を結び、フードバンク活動の普及に取り組んでいます。

また、食品ロスの削減を心掛けても調理くずなどの生ごみは発生します。発生してしまった生ごみについては、ごみを出す前に水を切ることが重要であり、家庭で生ごみ処理機や生ごみ処理容器（コンポスト）を利用することで生ごみの排出量を大幅に削減することもできます。

注1) 家庭系食品ロス量調査(愛知県)の家庭系可燃ごみに占める食品ロスの割合(16.2%)を基に推計。

令和元年度、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、豊田市において実施。

注2) 弥富市から委託を受けた生活自立支援センターの事業として実施されています。食べるものがない(お金がない)、一時的困窮者に対する支援で、2週間を1回として最大で3回まで世帯の人数分の支給を行っています。

【施策の内容】

- ・ 食べ残しや未利用の食品といった食品ロスは各世帯の努力により発生の抑制が可能なものであるため、食品ロス削減のための啓発や「3きり運動^{注)}」を推進します。

注) 買った食材を使い切る、料理を食べ切る、生ごみを出す前に水を切るの3つの「きり」を心がける運動のことです。

- ・ 家庭にある余剰食品を集め、フードバンクなどを通じて支援を必要とする個人や団体に寄付を行うフードドライブを推進します。
- ・ 生ごみ処理容器を設置する市民に対し、引き続き購入の補助を行うとともに、補助内容についても見直しを検討します。

重点施策2 わかりやすい情報提供と啓発方法の検討

ホームページや「資源・ごみ分別ガイドブック」などを通じて減量化・資源化の方法や市の施策について情報提供や啓発に努めていますが、資源を除く1人あたりの家庭系ごみ排出量は増加傾向にあり、さらなる効果的な情報提供が求められています。対象者を明確にし、なぜ減量化や資源化をする必要があるのかをきちんと伝える、視覚的にわかりやすく内容を整理するなど、ごみの減量化・資源化の取組につながる情報の提供や啓発の方法を検討する必要があります。

ごみの出し方など重要な情報については、幅広い市民に対して情報が正しく伝わる工夫が必要なため、多様な媒体を利用し、情報を入手しやすい環境を整えます。

【施策の内容】

- ・「広報やとみ」やホームページ、SNSなど多様な媒体を利用して情報提供を行います。
- ・「資源・ごみ分別ガイドブック」の適宜見直しを行います。
- ・ごみ収集日のお知らせやごみの出し方等、周知啓発方法の拡充を検討します。

表 2-2-1 3Rを推進するための情報提供・啓発の内容

	内容	方法
発生抑制	・ 3きり運動 ・ 余剰食品の寄付 ・ 過剰包装を断る ・ 使い捨て製品、容器の使用の自粛 ・ 必要なものを必要な量だけ購入 ・ 詰替え商品の利用促進 ・ 耐久性のあるもの、修理可能なものの購入 ・ ごみを作らないライフスタイルの推進 ・ マイバッグ、マイボトルの持参	・ ごみ処理に関する情報提供 ・ リーフレット、チラシなどの作成 ・ フードドライブの周知 ・ 処理施設見学会の開催
再使用	・ リターナブル容器の利用促進 ・ 修理、リフォームによる長期使用 ・ 不用品交換の普及	・ ごみ処理に関する情報公開 ・ リーフレット、チラシなどの作成 ・ 処理施設見学会の開催 ・ リサイクルショップに関する情報提供 ・ フリーマーケット開催、情報提供
再生利用	・ 分別の徹底 ・ 店頭自主回収の利用 ・ 集団回収への協力 ・ グリーン購入や地球にやさしい商品の紹介	・ ごみ処理に関する情報公開 ・ リーフレット、チラシなどの作成 ・ 処理施設見学会の開催 ・ 衛生委員及び環境指導員等によるアドバイス ・ 再生品の情報提供
事業系ごみ	・ ごみの出ない工程の工夫 ・ 製品のリサイクルしやすい工夫 ・ リサイクル可能品の回収 ・ 再生品の利用	・ 多量排出事業者への減量化計画策定義務化 ・ 搬入審査の充実

重点施策3 プラスチックごみの資源化の推進

令和4年4月にプラスチック資源循環法が施行されました。地方公共団体はプラスチックの資源循環の促進を図ることが求められており、廃棄されるプラスチック使用製品の分別収集及び集められたプラスチック使用製品の資源化について、国の措置内容等を踏まえ、今後の検討を進めていく必要があります。

【施策の内容】

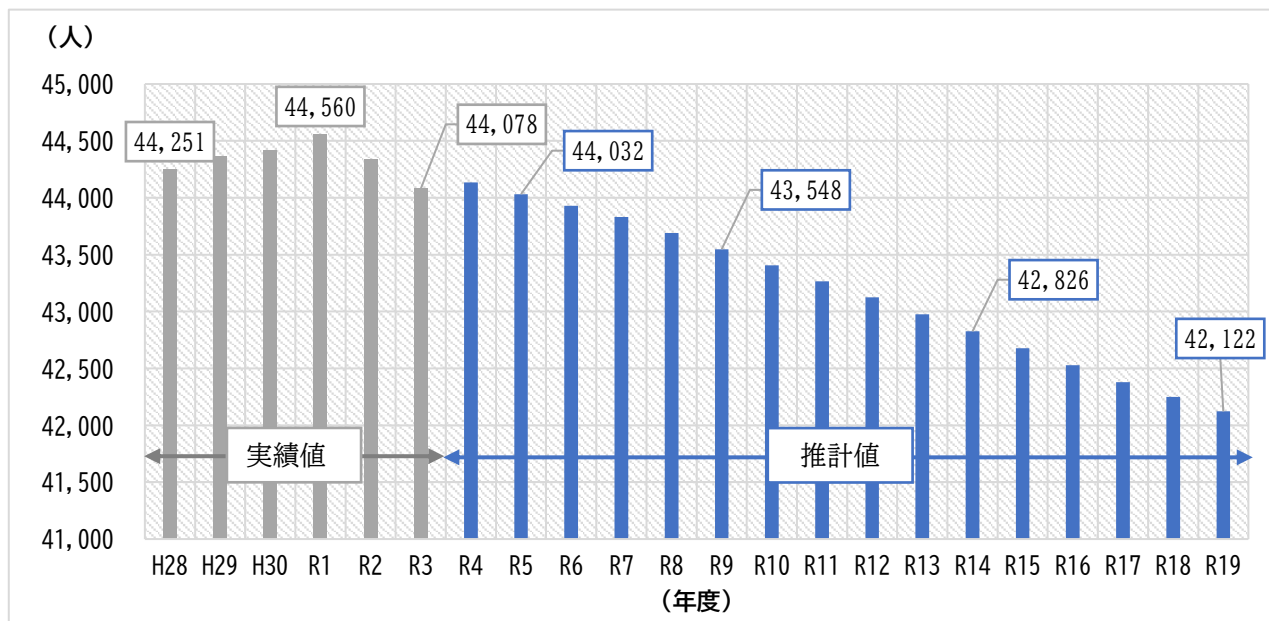
- ・プラスチック資源循環法で地方公共団体の責務と規定された、廃棄されたプラスチック使用製品の分別収集やプラスチック使用製品の資源化について、先進事例や国の今後の措置等を踏まえ、検討を進めます。
- ・プラスチック使用製品を製造する事業者はその製造段階における環境配慮や販売後の自主回収及び再資源化への取組が求められており、市では事業者がこれら取組を進めるために必要となる支援の方法を検討します。

第4節 ごみの排出量の見込み

1. 将来人口

本市の将来人口については、「弥富市人口ビジョン（令和2年度改訂版）」における人口の将来展望の数値を参考に、実績値で補正した値を将来人口としました。

本市の人口は令和元年度をピークに減少に転じ、令和3年10月1日現在、44,078人となっています。本市の将来人口はこのまま減少傾向が続くと想定され、令和9年度には43,548人、令和14年度には42,826人、目標年度である令和19年度には42,122人になると推計されます。



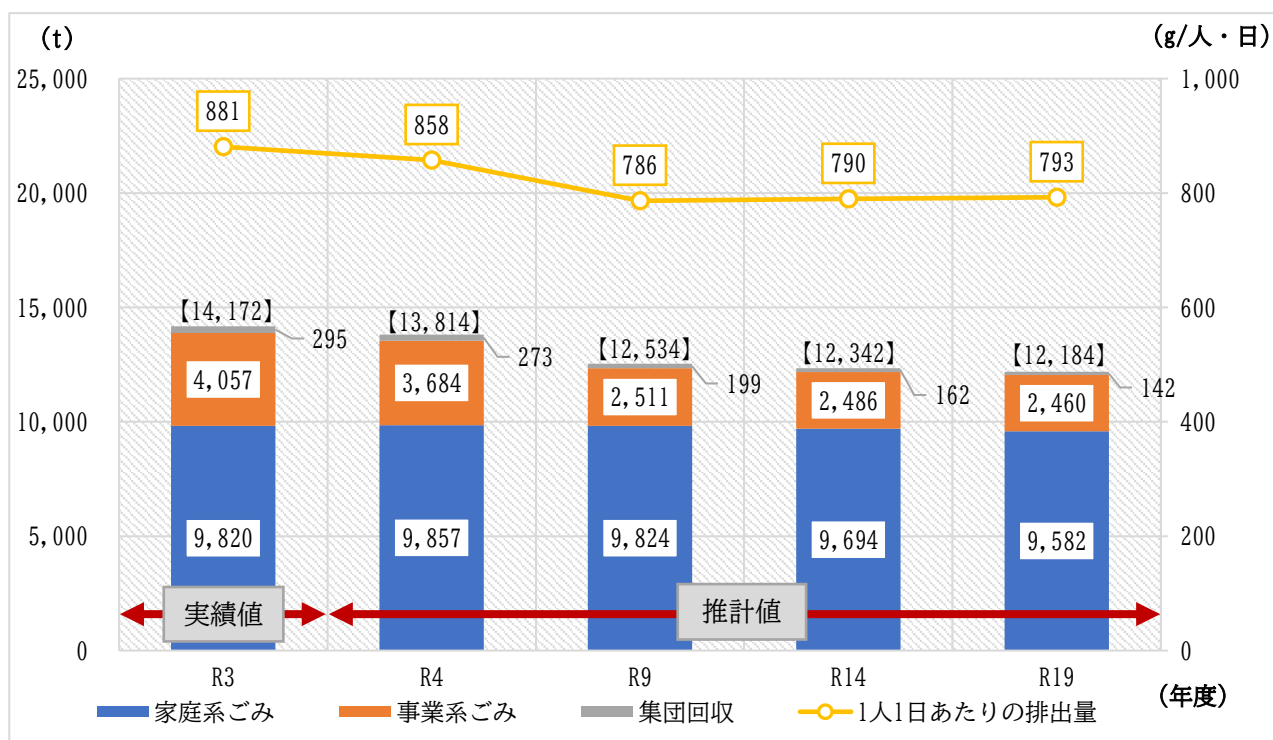
注) 各年度 10月1日現在。

図 2-2-1 将来人口の推移

2. ごみ排出量の見込み

現状のまま推移した場合、令和19年度のごみ総排出量は12,184t、家庭系ごみ排出量は9,582t、事業系ごみ排出量は2,460t、集団回収量は142tとなる見込みです。

令和19年度の種類の排出量は、可燃ごみは9,537t、プラスチック類ごみは1,276t、不燃ごみは418t、粗大ごみは425t、資源は386tとなる見込みです。



注) 【】内は、総排出量を示します。

図 2-2-2 排出源別排出量の推移（現状推移）

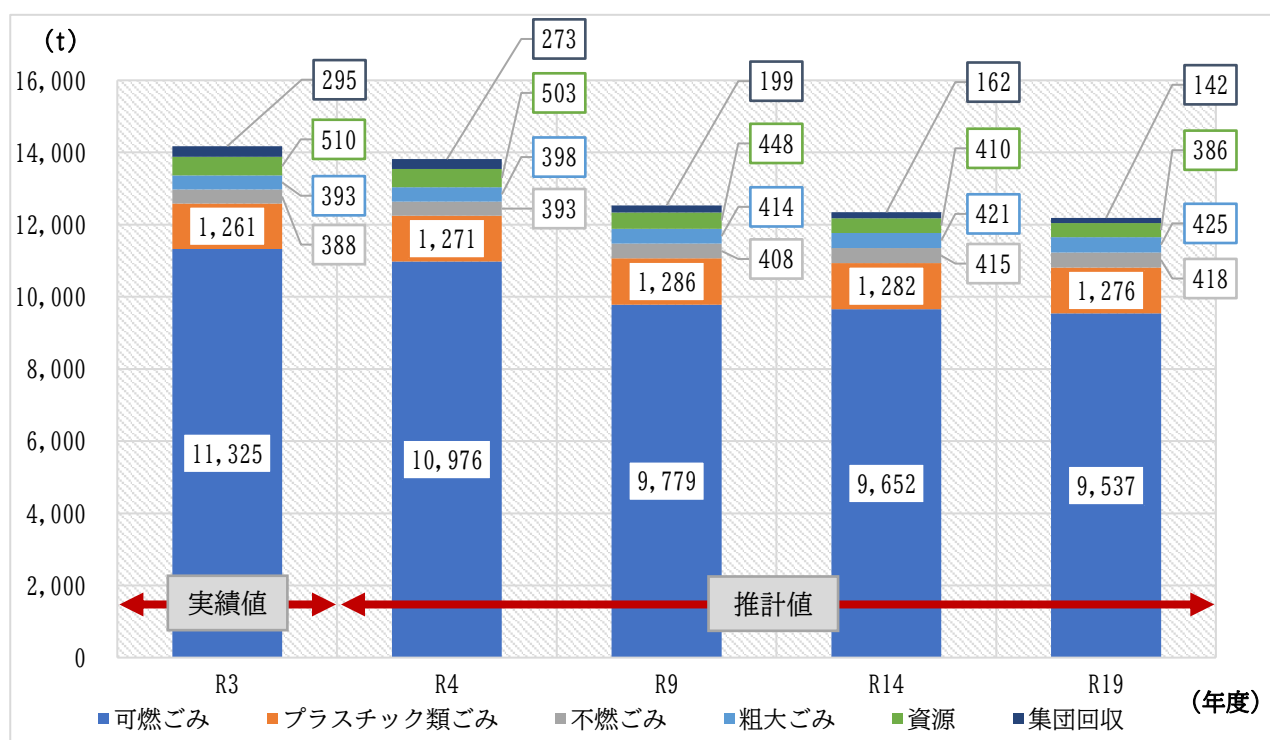


図 2-2-3 種類別排出量の推移（現状推移）

表 2-2-2 ごみ排出量の推移（現状推移）

項目	単位	実績値	推計値			
		令和3年度	令和4年度	令和9年度	令和14年度	令和19年度
総人口	人	44,078	44,134	43,548	42,826	42,122
総排出量	t	14,172	13,814	12,534	12,342	12,184
家庭系ごみ	t	9,820	9,857	9,824	9,694	9,582
可燃ごみ	t	7,268	7,292	7,268	7,166	7,077
プラスチック類ごみ	t	1,261	1,271	1,286	1,282	1,276
不燃ごみ	t	388	393	408	415	418
その他	t	0	0	0	0	0
粗大ごみ	t	393	398	414	421	425
資源	t	510	503	448	410	386
事業系ごみ	t	4,057	3,684	2,511	2,486	2,460
可燃ごみ	t	4,057	3,684	2,511	2,486	2,460
集団回収	t	295	273	199	162	142
1人1日あたりの排出量	g/人・日	880.9	857.5	786.4	789.6	792.5
家庭系ごみ	g/人・日	610.4	611.8	616.3	619.9	623.1
事業系ごみ	g/人・日	252.2	228.7	157.6	159.0	160.0
集団回収	g/人・日	18.3	17.0	12.5	10.3	9.2
総排出量（資源を除く）	g/人・日	830.9	809.4	745.9	753.2	758.3
家庭系ごみ（資源を除く）	g/人・日	578.7	580.7	588.3	593.8	598.1

注）令和元年度以前は、その他として乾電池や小型家電が排出量に計上されていましたが、令和3年度以降は、その他に計上される品目はなく、0 tとなっています。

3. 資源化量の見込み

現状のまま推移した場合、令和19年度の直接資源化量は299t、処理後再生利用量は1,099t、集団回収量は142t、資源化率は12.6%となる見込みです。

なお、令和3年度の資源化率が低いのは、事業系の野菜くずを受入れたため、資源化率を計算する際の分母が大きくなったためです。

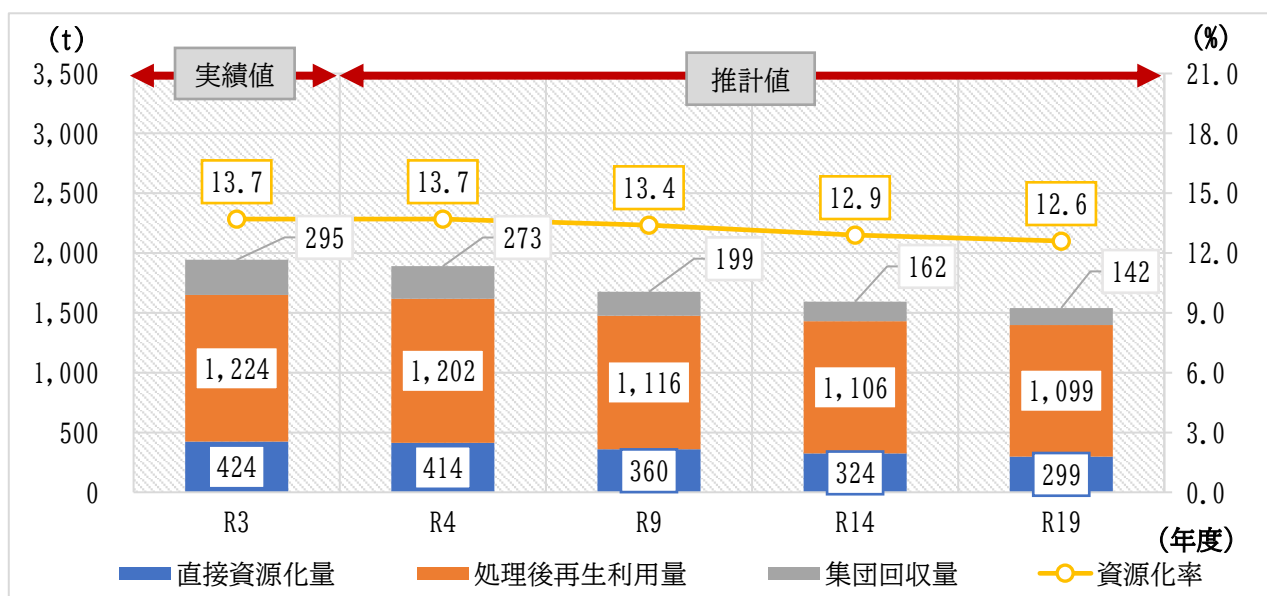


図 2-2-4 資源化量の推移（現状推移）

表 2-2-3 資源化量の推移（現状推移）

項目	単位	実績値	推計値			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 9年度	令和 14年度	令和 19年度
資源化量（①+②+③）	t	1,943	1,889	1,675	1,592	1,540
直接資源化量（①）	t	424	414	360	324	299
空き缶	t	19	19	18	17	17
空きビン	t	191	190	179	169	161
紙・布類	t	214	205	163	138	121
新聞	t	43	42	32	27	23
雑誌	t	39	37	29	25	22
ダンボール	t	109	103	83	69	61
紙パック	t	1	2	2	2	2
シュレッダー	t	3	3	3	2	2
布	t	19	18	14	13	11
処理後再生利用量（②）	t	1,224	1,202	1,116	1,106	1,099
焼却処理	t	1,008	980	892	883	875
焼却灰	t	1,008	980	892	883	875
破碎・選別処理	t	131	135	138	139	139
破碎鉄	t	114	115	117	118	118
破碎アルミ	t	0	4	4	4	4
小型家電	t	13	12	13	13	13
スプリングマット	t	4	4	4	4	4
資源化处理	t	85	87	86	84	85
ペットボトル(キャップ含む)	t	33	34	33	34	34
空き缶	t	44	45	43	41	40
蛍光管・乾電池	t	8	8	10	9	11
集団回収量（③）	t	295	273	199	162	142
空き缶	t	10	10	6	5	5
紙類	t	269	249	182	148	129
新聞	t	126	116	86	69	60
雑誌	t	66	61	45	36	32
ダンボール	t	74	69	49	41	35
紙パック	t	3	3	2	2	2
布類	t	16	14	11	9	8
資源化率	%	13.7	13.7	13.4	12.9	12.6

4. ごみ処理量の見込み

現状のまま推移した場合、令和 19 年度の焼却処理量は 11,509t、破碎・選別処理量は 2,107t、資源化処理量は 85t となる見込みです。

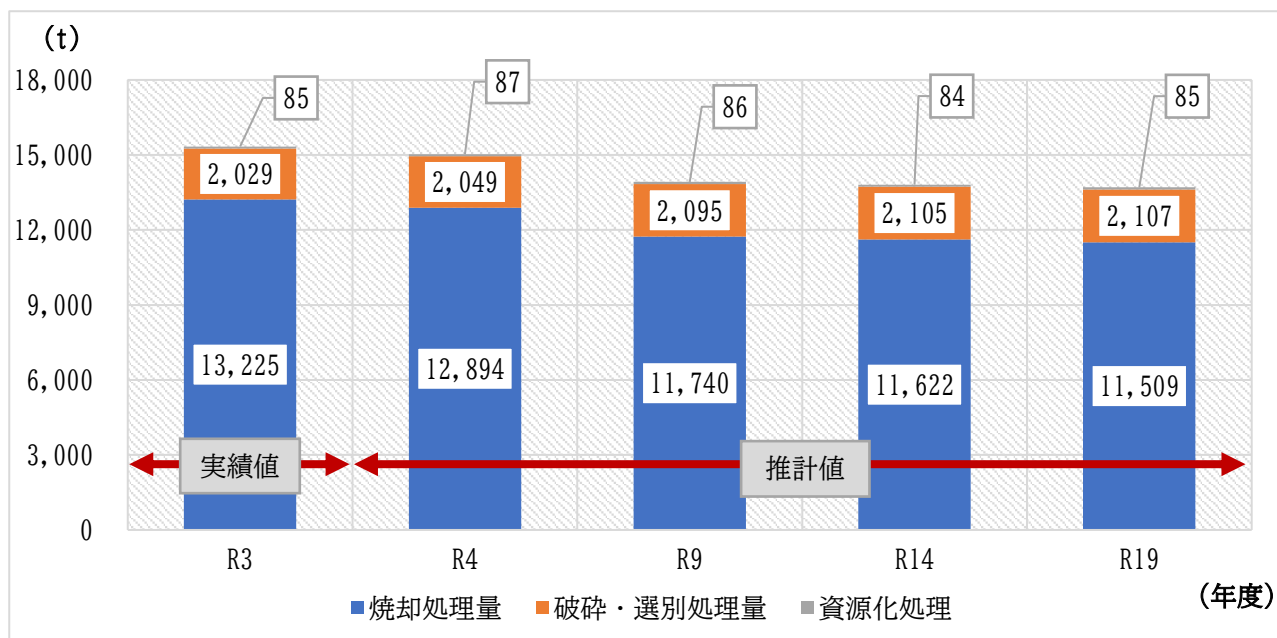


図 2-2-5 ごみ処理量の推移（現状推移）

5. ごみ処分量の見込み

現状のまま推移した場合、令和 19 年度の直接最終処分量は 12t、残渣処分量は 668t、最終処分率は 5.6%となる見込みです。

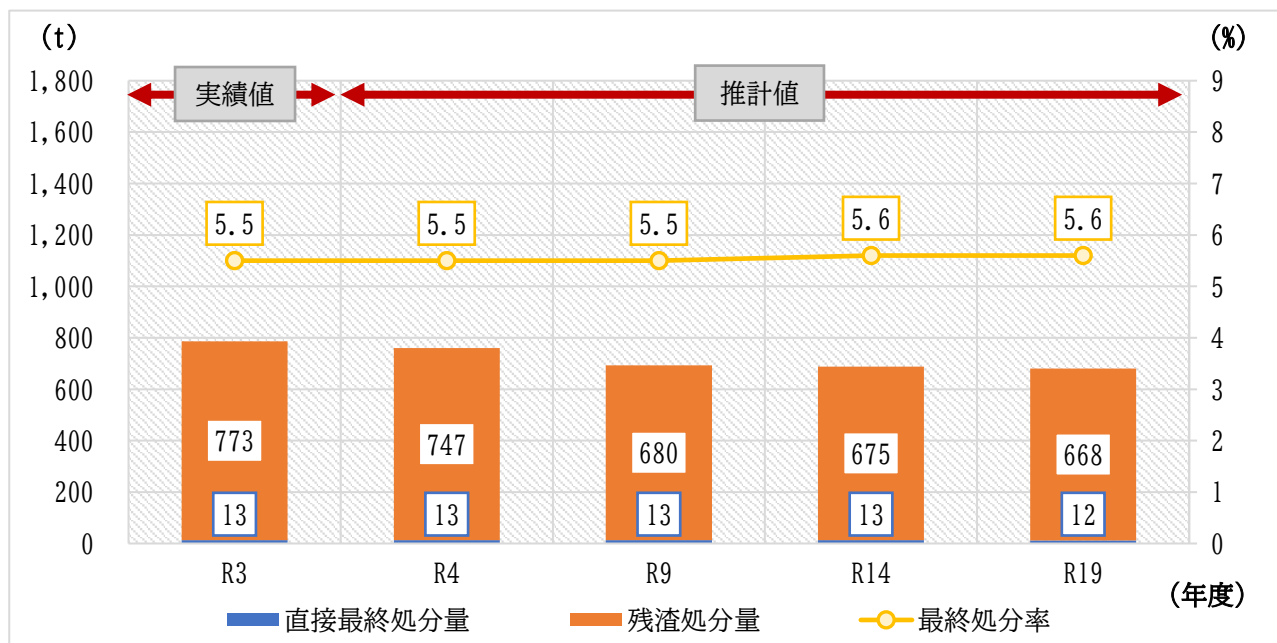


図 2-2-6 最終処分量の推移（現状推移）

表 2-2-4 ごみ処理量・処分量の推移（現状推移）

区分		単位	実績値	推計値				
			令和 3年度	令和 4年度	令和 9年度	令和 14年度	令和 19年度	
中間処理	中間処理量(A～Cの合計 - a) ^{注)}	t	13,439	13,112	11,960	11,841	11,729	
	焼却処理 (A)	t	13,225	12,894	11,740	11,622	11,509	
	直接焼却量	t	11,325	10,976	9,779	9,652	9,537	
	可燃ごみ	t	11,325	10,976	9,779	9,652	9,537	
	処理残渣の焼却 (a)	t	1,900	1,918	1,961	1,970	1,972	
	破碎・選別処理 (B)	t	2,029	2,049	2,095	2,105	2,107	
	資源化处理 (C)	t	85	87	86	84	85	
最終処分	最終処分量	t	786	760	693	688	680	
	直接最終処分量	t	13	13	13	13	12	
	残渣処分量	t	773	747	680	675	668	
	集じん灰	t	442	425	387	384	380	
	焼却灰	t	331	322	293	291	288	
	最終処分率	%	5.5	5.5	5.5	5.6	5.6	

注) 中間処理量の合計は、一次処理量の合計とし、二次処理量は含みません。

第5節 数値目標

本計画で定める各種施策を実行することにより、以下の数値目標の達成を目指します。

令和19年度の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源を除く）の数値目標は、令和3年度比48.7g減の530g/人・日、資源化率の数値目標は、令和3年度比0.9ポイント増の14.6%、1人あたりの経費の数値目標は、令和3年度比634円減の9,600円/人とします。

表 2-2-5 数値目標

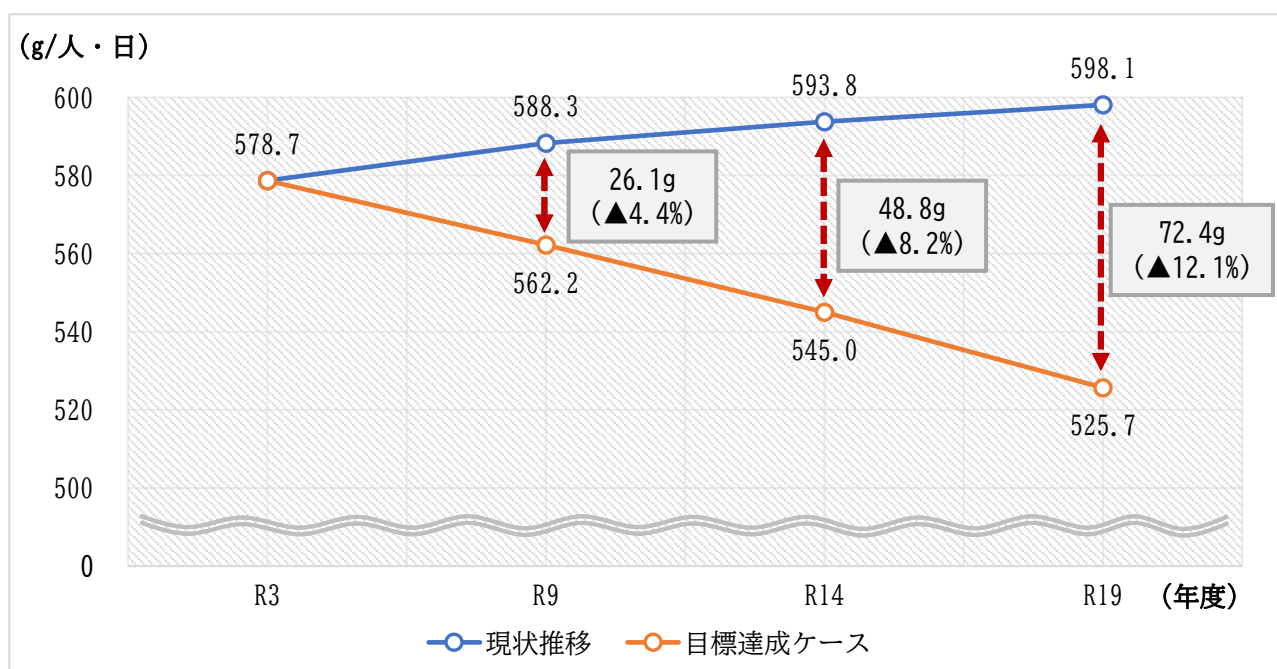
項目	単位	令和3年度 (基準年度)	令和9年度 (中間年度)	令和14年度 (中間年度)	令和19年度 (目標年度)
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 (資源を除く)	g/人・日	578.7	565 【▲13.7g】	545 【▲33.7g】	530 【▲48.7g】
資源化率	%	13.7	14.1 【0.4ポイント】	14.2 【0.5ポイント】	14.6 【0.9ポイント】
1人あたりのごみ処理経費	円/人	10,234	10,000 【▲234円】	9,800 【▲434円】	9,600 【▲634円】

注) 【 】内は、基準年度に対する差を示しています。

第6節 目標達成時の推計

1. 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源を除く）

1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源を除く）の数値目標達成時には、現状推計（現状のまま推移した場合の推計）と比較して、中間年度（令和9年度）では26.1g減の562.2g/人・日、中間年度（令和14年度）では48.8g減の545.0g/人・日、目標年度では72.4g減の525.7g/人・日となる見込みです。



2-2-7 図 1人1日あたり家庭系ごみ排出量（資源を除く）の比較

2. 資源化率

資源化率の数値目標達成時には、現状推計（現状のまま推移した場合の推計）と比較して、中間年度（令和 9 年度）では 0.7 ポイント増の 14.1%、中間年度（令和 14 年度）では 1.3 ポイント増 14.2%、目標年度では 2.0 ポイント増の 14.6%となる見込みです。

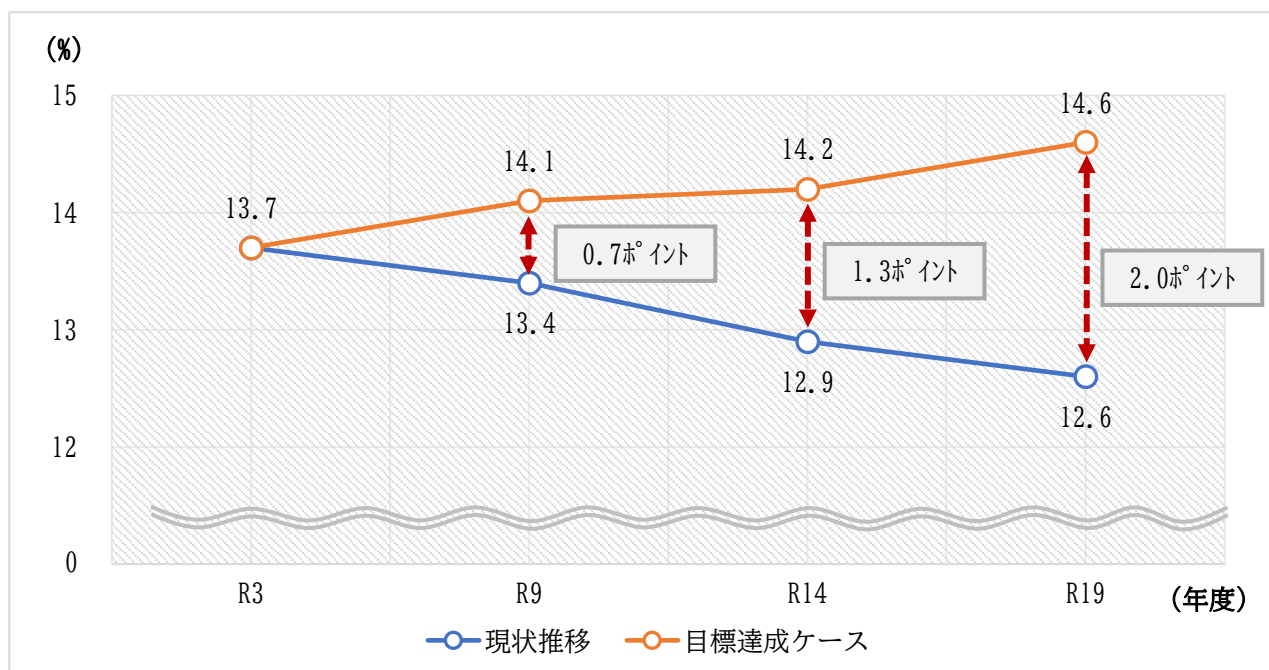
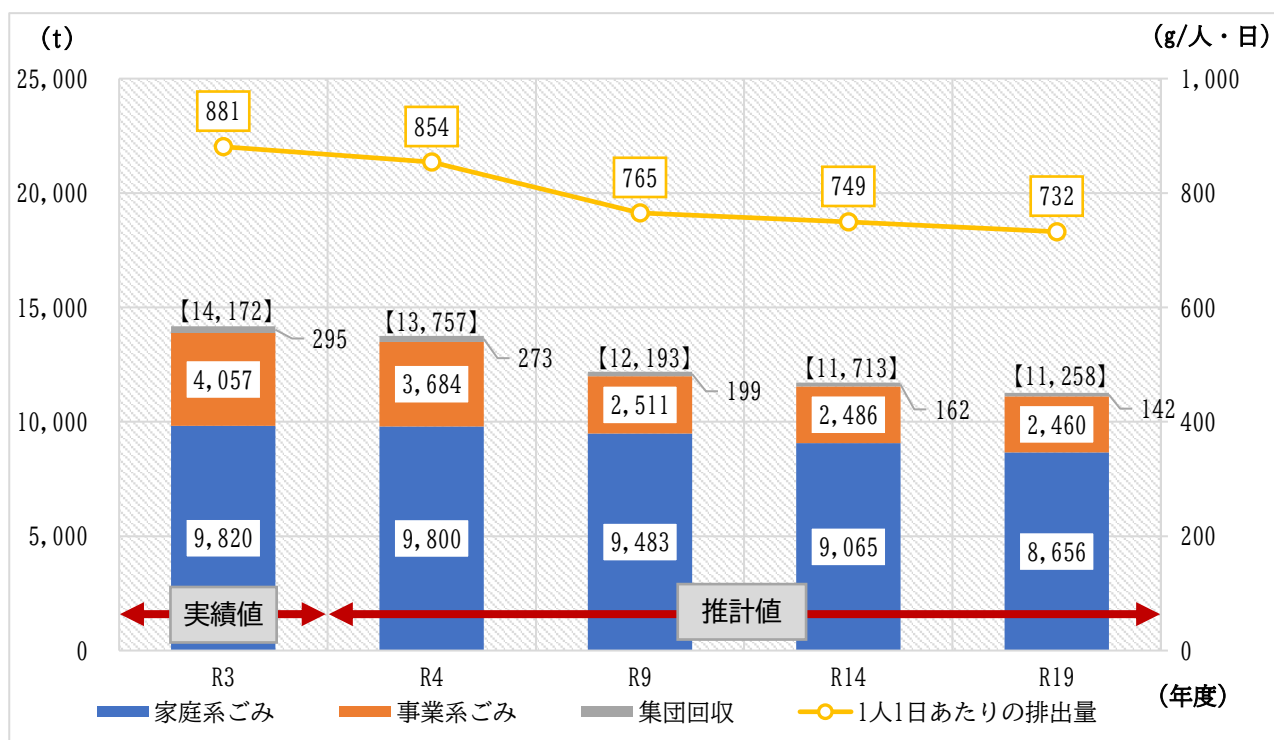


図 2-2-8 資源化率の比較

3. ごみ排出量

ごみ総排出量は、現状で推移した場合と比較して、中間年度（令和 9 年度）には 341t 減の 12,193t、中間年度（令和 14 年度）では 629t 減の 11,713t、目標年度では 926t 減の 11,258t となる見込みです。



注) 【】内は、総排出量を示します。

図 2-2-9 排出源別排出量の推移（目標達成ケース）

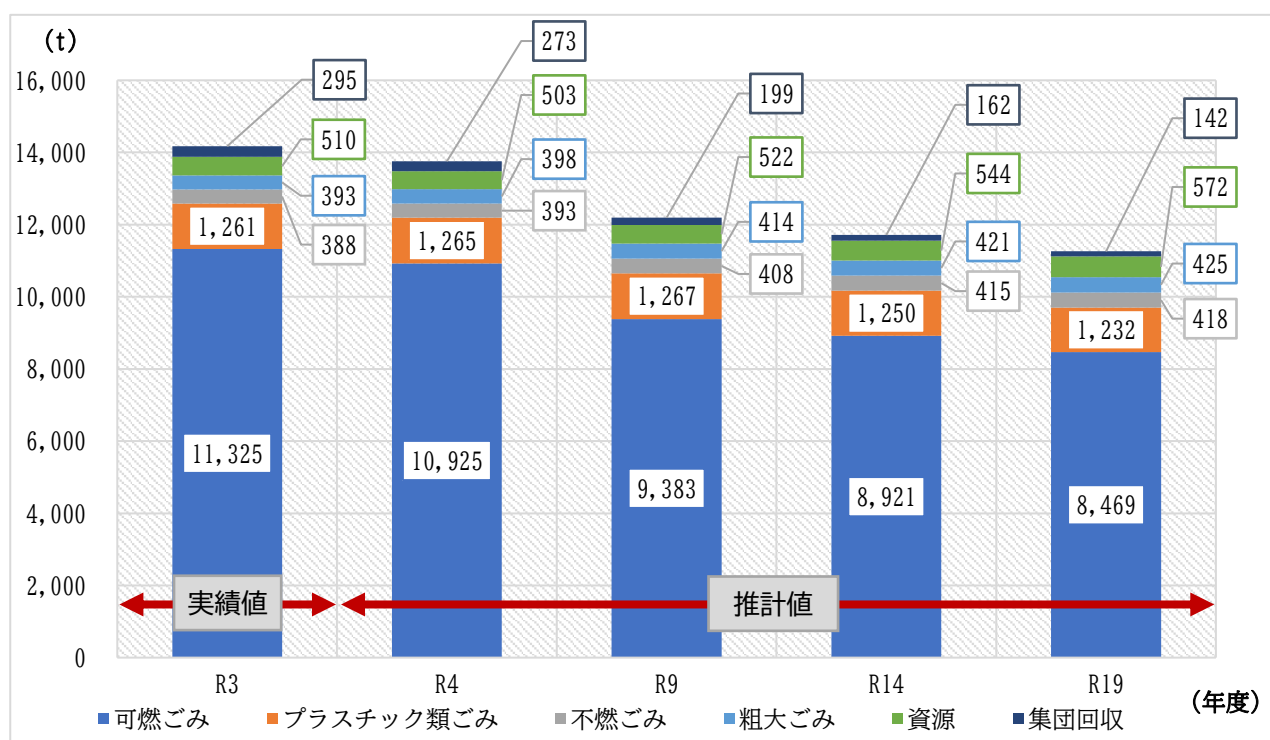


図 2-2-10 種類別排出量の推移（目標達成ケース）

表 2-2-6 ごみ排出量の推移（目標達成ケース）

項目	単位	実績値	推計値			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 9年度	令和 14年度	令和 19年度
総人口	人	44,078	44,134	43,548	42,826	42,122
総排出量	t	14,172	13,757	12,193	11,713	11,258
家庭系ごみ	t	9,820	9,800	9,483	9,065	8,656
可燃ごみ	t	7,268	7,241	6,872	6,435	6,009
プラスチック類ごみ	t	1,261	1,265	1,267	1,250	1,232
不燃ごみ	t	388	393	408	415	418
その他	t	0	0	0	0	0
粗大ごみ	t	393	398	414	421	425
資源	t	510	503	522	544	572
事業系ごみ	t	4,057	3,684	2,511	2,486	2,460
可燃ごみ	t	4,057	3,684	2,511	2,486	2,460
集団回収	t	295	273	199	162	142
1人1日あたりの排出量	g/人・日	880.9	854.0	765.0	749.3	732.3
家庭系ごみ	g/人・日	610.4	608.2	590.6	571.5	551.1
事業系ごみ	g/人・日	252.2	228.7	157.6	159.0	160.0
集団回収	g/人・日	18.3	17.0	12.5	10.3	9.2
総排出量（資源を除く）	g/人・日	830.9	805.9	724.1	712.5	697.7
家庭系ごみ（資源を除く）	g/人・日	578.7	577.1	562.2	545.0	525.7

注）令和元年度以前は、その他として乾電池や小型家電が排出量に計上されていましたが、令和3年度以降は、その他に計上される品目はなく、0 tとなっています。

第7節 個別施策

基本方針1 3Rのさらなる促進

基本施策1-1 減量化の取組の推進

本市の1人1日あたり家庭系ごみ排出量（資源を除く）は増加傾向にあり、ごみの排出抑制は重要な課題です。廃棄物の抑制のためには、生産・流通・販売・消費などの各段階においての配慮や対策が必要となります。

発生抑制に関する市民の取組みや事業者の協力及び行政の働きかけなどの取組はすでに進められていますが、生産から消費までの各段階でより広く、市民の発生抑制に対する意識改革と取組み、事業者の協力体制作りを進める必要があります。

1-1-1 食品ロス削減と生ごみ減量化の推進【重点施策】

⇒「第3節 重点施策」（P39 参照）

1-1-2 ごみの発生抑制の推進

ごみのもとになるものを家庭に持ち込まないことが発生抑制につながります。使い捨て製品や容器など、すぐにごみになるものをできるだけ購入せず、くり返し使えるものや製品寿命の長いものを選択する、量り売りなどを積極的に利用するなど“すぐ不用となるものを買わない・もらわない”生活スタイルを定着させることにより、発生抑制を推進します。

【取組例】

- ・ 過剰包装を断る（事業者は過剰包装を行わない）
- ・ 使い捨て製品、容器の使用を自粛する
- ・ 必要なものを必要な量だけ購入する
- ・ 量り売りを利用する（事業者は量り売りを実施する）
- ・ マイバッグ、マイボトルを持参する
- ・ 詰め替え容器に入った製品を選択する
- ・ 利用頻度の低いものは、レンタル品を利用する

1-1-3 物を長く大事に使う

一度購入したものはすぐ廃棄せず、可能な限り長く大事に利用することがごみの発生抑制につながります。家電製品や家具など修理・補修により長期間利用を心がけることを推奨し、発生抑制を推進します。

【取組例】

- ・ 壊れた家電製品や家具を修理して長く使う
- ・ 長く使えるものを購入する（事業者は製品寿命を長くする）

基本施策1-2 再使用の取組の推進

前述のとおり、本市の家庭系ごみについては、可燃ごみの増加を中心に排出量が増加傾向にある

ため、ごみの減量化とともに、ごみとして排出する前に再度利用できないか検討することも重要です。本市としては、再使用の必要性やその方法などの情報提供を通じて周知し、橋渡し役として再使用を推進します。

1-2-1 不要品の交換

民間のリサイクルショップや古本屋、古着屋、フリーマーケットなどを通じた不要品の譲渡、販売、交換による再使用の推進を図ります。

【取組例】

- ・フリーマーケット、リサイクルショップを利用する

1-2-2 再使用可能な容器（リターナブルびん等）の利用

リターナブルびんなど、再使用可能な製品の積極的な利用を推進します。

基本施策 1-3 資源循環の促進

本市では資源の循環利用の取組として、市が資源ごみの回収を行っているほか、自治会や子ども会により集団回収が実施されています。しかし、類似都市の再資源化の状況と比べ、ごみの排出量が増加傾向にあるにもかかわらず、資源の回収量は低い水準にあり、分別可能な資源が混在したまま排出されている可能性も考えられます。したがって、資源のさらなる分別を促し、再生利用量の向上を図るとともに、排出量削減を図る必要があります。

1-3-1 分別の徹底

分別区分に従い資源の分別を徹底してもらうほか、集団回収への協力、販売事業者の行なう店頭自主回収の利用など市民の積極的な協力を促します。

また、事業者に対しても、販売したトレイなどの店頭自主回収の積極的な実施を推進します。

【取組例】

- ・可燃、不燃ごみからの資源ごみの分別を徹底する
- ・店頭自主回収を利用する（事業者は販売したトレイなどを店頭で回収する）

1-3-2 リサイクル製品の利用促進

リサイクル製品の安定需要を確保するため、市をはじめとして市民、事業者によるリサイクル製品の利用、グリーン購入等を促進し、リサイクル後の利用まであわせた再生利用の活動を進めます。市民、事業者に対してリサイクル製品利用の必要性の普及啓発、再生品に関する情報などの提供により、リサイクル製品の利用を促進します。

【取組例】

- ・リサイクル製品を積極的に利用する（事業者は製品を設計する際にリサイクルしやすい工夫をする、製品の材料にリサイクル原材料を使用する）
- ・グリーン購入を心掛ける

1-3-3 庁内におけるリサイクル製品の積極的な利用

市自らが再生紙や再生プラスチックなどの再生材料を使用したリサイクル製品を積極的に使用し、その品目についても順次拡充していきます。また、庁舎内での率先利用や市民へリサイクル製品の紹介などを行っていきます。

1-3-4 集団回収を行う団体への支援

自治会・町内会や子ども会等の集団回収は、地域に密着した効率の良い回収システムです。少子化傾向の中で、地域における人とのつながりを維持するためにも、市では報奨金の継続、回収業者の紹介などにより、集団回収を行う団体を支援していきます。

基本施策 1-4 事業系ごみの削減、資源化の推進

事業系ごみの排出量の削減を進めるために、より一層の啓発指導などが必要となっています。減量や資源の分別徹底を指導し、廃棄物の減量と適正処理を促します。

1-4-1 事業系ごみ減量化の推進

事業者が自ら廃棄物の削減に取り組むとともに、商工会など事業者団体と連携し、生ごみの水切りを行うなど、減量を図るよう啓発します。

1-4-2 事業系ごみ資源化の推進

事業者が自らの廃棄物について、資源として使用可能なものは資源化業者を通じてリサイクルに務めるなど、ごみとして排出される量を抑制する取組みを推進します。本市としては、事業者に対し、資源化業者や不要品に関する情報の提供などで協力し、事業者の活動を促します。

また、事業者が排出する古紙類が適正に資源化されるよう、廃棄物処理施設における搬入規制の実施を検討します。

1-4-3 多量排出事業者への減量化計画策定義務化の検討

事業系一般廃棄物の排出量が一定以上の事業者に対し、減量化や資源化、適正排出を促す取組として、減量化計画書の策定義務化を検討します。対象とする事業者や計画書に記載する事項についてあわせて検討を進めます。

1-4-4 搬入審査の充実

産業廃棄物や受入基準に合わないごみの混入防止を目的として、持ち込まれた事業系ごみの搬入審査を実施します。

基本方針2 環境意識の向上

基本施策2-1 情報提供の充実

2-1-1 わかりやすい情報の提供と内容の充実【重点施策】

⇒「第3節 重点施策」(P39 参照)

基本施策2-2 環境教育の充実と啓発活動の推進

ごみの発生抑制や正しい排出方法を市民の間に浸透させていくためには、ごみ問題に関心をもち、その大切さを正しく理解してもらうことが不可欠です。特に、幼少期から意識の向上を図ることは効果が高いため、将来を担う子どもたちを対象とした環境教育や啓発を充実させます。

2-2-1 園児や小学生、若年層を対象としたごみ問題学習機会の充実

小学生を対象とした八穂クリーンセンター主催による施設見学会を継続していくほか、学校・地域・家庭において環境学習に取り組める機会の充実を図ります。

2-2-2 出前講座の充実

意欲的に学習したい人の学びの機会を提供するため、引き続き「まちづくり出前講座」を実施し、内容について見直しを図ります。

基本方針3 効率的で持続可能な処理体制の推進

基本施策3-1 分別収集品目の拡大の検討

類似都市と比較し資源化率が低く、資源化率も減少傾向にあるため、分別収集品目を拡大し、資源化の推進を図る必要があります。

3-1-1 プラスチックごみの資源化の推進【重点施策】

⇒「第3節 重点施策」(P41 参照)

3-1-2 ミックスペーパーの資源化の検討

資源として分別の対象になっている紙類については、市民への一層の啓発を行い、回収の対象となっていないミックスペーパーについては、資源化を検討します。

3-1-3 資源の多様な排出機会の提供

現在、白色トレイは販売した事業者の店頭回収を利用するか、プラスチック類ごみとして排出することになっています。今後、多様な排出機会を提供するため、白色トレイを資源として回収することを検討します。

基本施策3-2 安定した収集運搬体制の継続

集積場での回収や拠点回収は効率的な収集が行えるという長所がある反面、排出者が明確でなくなることや、排出場所の清掃や管理が必要となるため、適正な排出に関する指導や監視方法を検討します。

また、今後の施策によっては分別収集品目の追加も考えられるため、確実かつ安定した収集運搬のために、こうした変化に対応可能な体制を整える必要があります。

3-2-1 分別区分の拡大等に伴う収集運搬体制の強化

収集体制については、特に資源の品目拡大が考えられることから、それに対応した収集運搬体制を念頭に、随時検討していくものとします。収集頻度は、変更した品目の種類、家庭内で貯められる期間等を考慮し、サービスが低下しないように、必要に応じて見直しを行います。資源の収集方式は、ステーション方式または拠点回収方式とします。設置場所及び箇所数については、資源の回収状況などを考慮して、必要に応じて見直すものとします。

3-2-2 集積場の適正な管理

各地区から選任され、市が委嘱する衛生委員及び環境指導員等により、地域や現場に密着した指導を行います。賃貸住宅などについては、家主や不動産管理会社の指導・管理責任を徹底させます。また、日程表及びガイドブックの配布などを通じて指導の徹底を図ります。

3-2-3 取扱いに注意を要するごみの周知

八穂クリーンセンターでは、不燃ごみ及び粗大ごみを破碎処理していますが、破碎時の衝撃でリチウムイオン電池の爆発が原因と考えられる炎の検知件数が増加傾向にあるため、リチウムイオン電池の分別の徹底を周知していきます。

3-2-4 適正処理困難物の回収ルートの確保

適正処理困難物は、市としては収集しないものとします。処分方法については、各販売店や専門業者に依頼するよう周知を図るとともに、事業者による自主回収を促します。

基本施策3-3 安全かつ効率的な中間処理体制の継続

中間処理施設における環境負荷の少ない適切な処理と維持管理を継続する必要があります。

3-3-1 八穂クリーンセンターの適正な維持管理

今後も安定した処理を継続するために各設備の適切な維持管理を継続しながら、海部地区環境事務組合を構成する4市2町1村とともに効率的な運営を図ります。

3-3-2 民間処理施設活用を検討

新しいリサイクルルートを開拓するため、民間事業者の中間処理施設やノウハウを活用した資源化品目の拡充の検討を進めます。

3-3-3 焼却施設の周辺環境の保全

海部地区環境事務組合では、八穂クリーンセンターのダイオキシン類などの排ガスや騒音・振動、悪臭などの測定を行い、ホームページで情報公開しています。施設の運営にあたっては、引き続き排ガスなどの定期的な測定及び情報公開に努めるとともに、周辺環境への影響について配慮します。

基本施策3-4 安定した最終処分体制の継続

最終処分量の削減のため、焼却残渣の資源化を継続するとともに、可燃ごみ及び不燃ごみの削減を進める必要があります。

3-4-1 最終処分量の削減

ごみの発生抑制・資源化に係る各種施策、資源分別の強化、分別品目の追加、焼却処理・破碎・選別による徹底したごみの減量化・減容化により、最終処分量の削減を図ります。

3-4-2 最終処分場の周辺環境の保全

周辺環境へ配慮し、浸出水等の適正な処理を行います。

基本施策3-5 廃棄物処理コストの適正化に向けた検討

本市では、令和3年度のごみ処理費用は4億5千万円に上ります。現在、世界的な燃料価格の高騰を受け、ごみ袋の価格、ごみの収集運搬やごみ処理に係る費用の増加が見込まれています。そのため、ごみ排出量の削減はもとより、ごみの処理等にかかる費用負担について最適なあり方について検討を進める必要があります。

3-5-1 市民の利便性や資源化率の向上にも配慮した費用負担の検討

市民の利便性や資源化率の向上にも配慮しながら、ごみの収集運搬、処理の効率的な運営を目指し、関係機関と連携し、ごみ処理等に関して最適な費用負担になるよう検討を進めます。

3-5-2 家庭ごみ処理手数料の見直しの検討

本市では指定袋の有料化（処理手数料の徴収）を行っていますが、その単価は全国の自治体と比較して低い水準にあります。ごみ処理にかかる費用について、徴収した手数料で足りない分については、税金で賄われていますが、市民にごみの排出量に応じた公平な費用を負担してもらい、ごみの排出抑制の意識改革を促すため、手数料の見直しを検討します。

基本施策3-6 不法投棄や資源持ち去りの対策の実施

市内で不法投棄とみられる事例が発生しているため、広報による呼びかけや啓発活動、市民との協働による監視・パトロールを行っていますが、不法投棄の発生が続いています。

また、近年、資源の買取価格の高騰を受け、集積場からの空き缶や古紙などの資源を持ち去る事例が発生しているため、監視・パトロールや回収日前日に資源を出すのを控えるよう啓発を行っています。

3-6-1 不法投棄対策の強化

監視・パトロールを強化し、不法投棄の多発地域には監視カメラの設置を検討します。

3-6-2 資源の持ち去り対策の強化

監視・パトロールや回収日前日に資源を出すのを控えるよう啓発を行い、今後の状況をみながら、対策の強化にあたります。

基本施策3-7 災害時の廃棄物処理体制の整備

本市では、令和2年3月に「弥富市災害廃棄物処理計画」を策定していますが、継続的な見直しが必要なほか、災害時に迅速に行動するために市職員の行動マニュアルの作成や周辺自治体との協力体制の構築、事業者との応援協定の締結などを進める必要があります。

3-7-1 災害廃棄物処理計画の見直し

災害想定などの前提条件の変更や、国や県の方針の変更があった場合、各地の災害の教訓、訓練等での知見が蓄積された場合、計画の見直しを検討します。

3-7-2 災害時のための協力体制の構築

災害時に迅速に行動するために市職員の行動マニュアルの整備を進めます。また、災害の規模が大きい場合には、市単独では対応しきれない可能性があるため、周辺自治体との協力体制の構築や廃棄物の収集運搬や処理を行える事業者との応援協定の締結を進めます。

基本施策3-8 高齢化社会を見据えた市民サービスの向上

高齢化や核家族化の進展に伴い、高齢者のみの世帯が増加していることから、ごみ出しに課題を抱えている高齢者等の世帯に対しての支援として、「ふれあい収集事業」を実施しています。ふれあい収集事業とは、高齢者や障がい者の方などで、ごみを集積場まで運ぶことが困難な場合に、申請を受けて戸別収集を行う事業です。

3-8-1 高齢者等への支援

ごみ出しが困難な高齢者などに対し、福祉部門と連携してふれあい収集を継続します。また、制度の周知を図るとともに、対象者の選定方法や収集体制などの課題に対応していきます。

第8節 分別収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

1. 分別区分

(1) 分別区分の目標

ごみ減量、資源化率の向上に向けて、市民の取り組みやすい分別区分を検討します。

(2) 計画の内容

目標年度におけるごみ・資源の分別区分を表 2-2-7 に示します。

表 2-2-7 目標年度におけるごみ・資源の分別区分

分別区分			収集方法 収集回数	搬入先
家庭系ごみ	可燃ごみ (燃えるごみ)	生ごみ、木くず、紙くず、皮革製品など	委託(週2回) 直接搬入	八穂クリーンセンター 焼却処理施設
	プラスチック類 ごみ	ビニール製品、プラスチック製容器など	委託(週1回) 直接搬入	八穂クリーンセンター リサイクルプラザ
	不燃ごみ (燃えないごみ)	陶器類、金属製品、電化製品など	委託(月1回) 直接搬入	八穂クリーンセンター リサイクルプラザ
	粗大ごみ	家具、布団、自転車など指定袋に入らないもの	委託(月1回) 直接搬入	八穂クリーンセンター リサイクルプラザ
	資源	空き缶 (スプレー缶 除く)	委託(月1回)	民間
		空き缶 (スプレー缶)		民間
		蛍光管		八穂クリーンセンター 焼却処理施設
		空きビン		弥富市 ストックヤード
		紙・布類		民間
		ペットボトル 及びキャップ	拠点回収(随時)	民間
		小型家電		八穂クリーンセンター リサイクルプラザ
		乾電池		八穂クリーンセンター 焼却処理施設
事業系ごみ	可燃ごみ		許可業者 直接搬入	八穂クリーンセンター 焼却処理施設

第9節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1. 収集運搬計画

(1) 収集運搬の目標

現況の社会動向を踏まえ、資源化、環境面、費用対効果、市民の利便性等に配慮した収集体制を確立します。

(2) 収集の主体

家庭系ごみについては、市が主体となって行います。また、事業系ごみについては、事業者の責任において行うものとします。

(3) 収集対象物

目標年度における収集対象物を表 2-2-7 に示します。

(4) 収集体制

目標年度における収集体制は現状どおりとし、委託による収集を継続します。目標年度における収集体制を表 2-2-7 に示します。

(5) 処理困難物

適正処理困難物は、市としては収集しないものとします。市として収集していないごみにつきましては、各販売店または専門業者に処理を依頼するよう周知します。

2. 中間処理計画

(1) 中間処理の目標

快適な生活環境や自然環境の保全に配慮し、循環型社会に適合したごみ処理システムの構築を目標とします。プラスチック類ごみについては、技術・コストの動向を見つつマテリアルリサイクルへの転換の検討をしていきます。また、排出されたごみの無害化・安定化を図るとともに、最終処分の負荷の軽減を目指します。

(2) 処理主体

中間処理は、海部地区環境事務組合による処理を継続するものとします。

(3) 処理対象物

可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック類ごみ、粗大ごみ及び資源を対象とします。

(4) 処理方法

可燃ごみについては、焼却施設で処理し、焼却残渣は、一部を資源化し、残りを最終処分場にて埋立てします。

不燃ごみ及び粗大ごみについては、粗大ごみ処理施設で破碎し、鉄、アルミ及び破碎残渣の3種類に分別します。鉄、アルミは資源化し、破碎残渣は焼却施設で処理します。

資源ごみについては、直接資源化ルートへ流すことを基本としますが、民間活力を利用し、極力負担の少ない方法で処理できるよう検討します。

(5) 処理施設及びその整備計画の概要

八穂クリーンセンターでは、焼却施設の老朽化に伴い、平成 27 年度から令和 3 年度にかけて基幹的設備改良工事を実施しました。

今後も安定した処理を継続するために各設備の適切な維持管理について、海部地区環境事務組合及び構成自治体とともに検討を進めます。

3. 最終処分計画

(1) 最終処分の目標

埋立ごみの削減や灰などの埋立物の資源化により最終処分量の削減を図り、最終処分場の延命化を目指します。

(2) 処理主体

八穂クリーンセンターへ搬入できない埋立ごみについては本市が、八穂クリーンセンターから排出される焼却残渣等については、海部地区環境事務組合が主体となって行うものとします。

(3) 処理対象物と最終処分方法

八穂クリーンセンターへ搬入できない埋立ごみについては、弥富市一般廃棄物最終処分場で埋立処分するものとします。また、焼却残渣については、(公財)愛知臨海環境整備センターが管理する衣浦港3号地廃棄物最終処分場で埋立処分するものとします。

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現況及び課題

第1節 生活排水処理の現状

1. 生活排水処理フロー

本市のし尿及び生活雑排水は、下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びし尿処理施設により処理されていますが、単独処理浄化槽及びし尿汲み取りの家庭では、生活雑排水が未処理のまま河川等へ放流されています。

なお、下水道については、愛知県の日光川下流流域下水道計画に基づき平成14年度から整備事業に着手し、現在市街化区域内の整備を行っています。

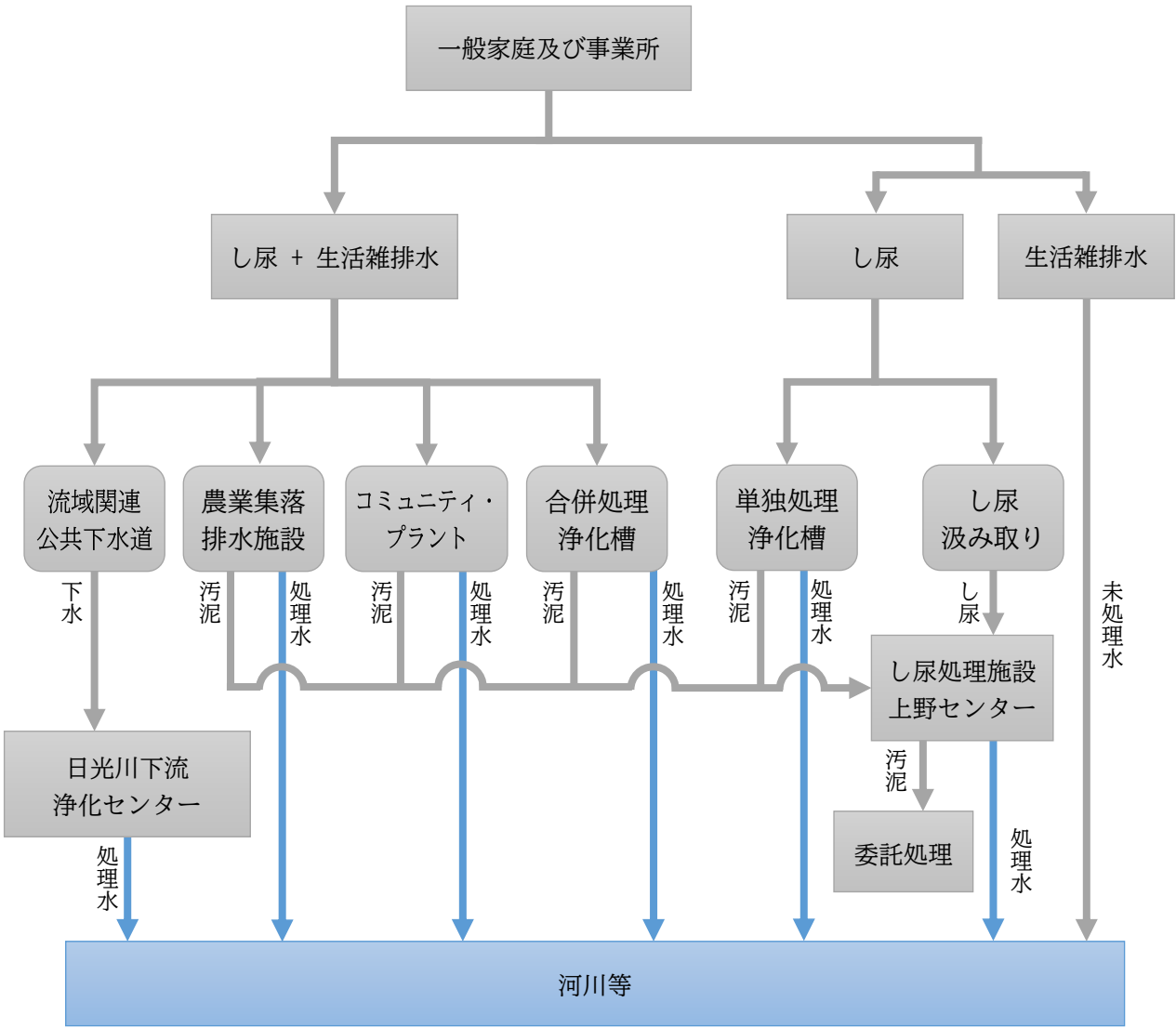


図 3-1-1 生活排水処理フロー

2. 処理形態別人口

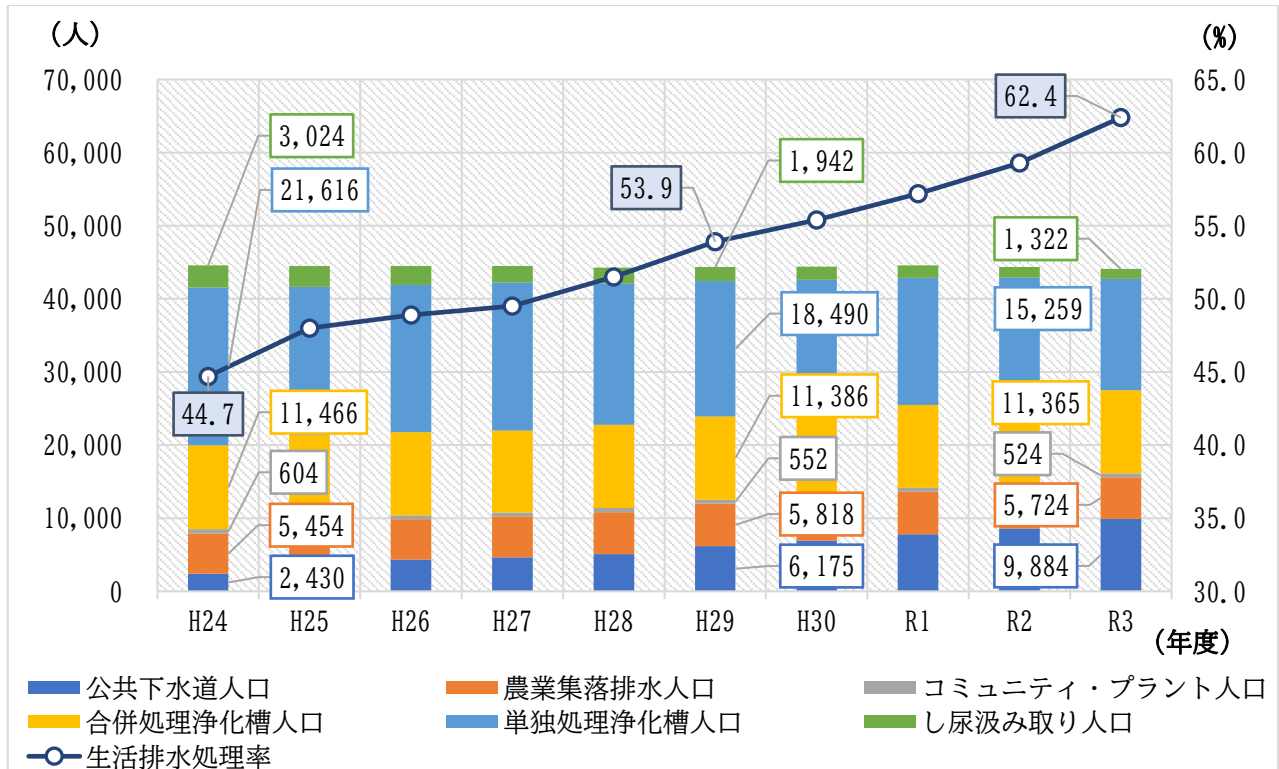
令和3年10月1日現在、計画処理区域内の人口44,078人のうち、27,494人が生活排水を適正に処理しています。生活排水処理率は順調に向上し、62.4%となっています。

表 3-1-1 処理形態別人口の推移

単位：人

項目	平成 24年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
計画処理区域内人口	44,594	44,363	44,416	44,560	44,338	44,078
水洗化・生活雑排水処理人口	19,954	23,931	24,597	25,485	26,297	27,497
公共下水道人口	2,430	6,175	6,914	7,803	8,602	9,884
農業集落排水人口	5,454	5,818	5,808	5,808	5,732	5,724
コミュニティ・プラント人口	604	552	547	533	524	524
合併処理浄化槽人口	11,466	11,386	11,328	11,341	11,439	11,365
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	21,616	18,490	18,026	17,398	16,596	15,259
非水洗化人口	3,024	1,942	1,793	1,677	1,445	1,322
し尿汲み取り人口	3,024	1,942	1,793	1,677	1,445	1,322
自家処理人口	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率（%）	44.7	53.9	55.4	57.2	59.3	62.4

注）各年度10月1日現在。



注）各年度10月1日現在。

図 3-1-2 処理形態別人口の推移

3. し尿及び浄化槽汚泥の収集体制

(1) 収集運搬体制

計画処理区域内で発生するし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）は収集後、海部地区環境事務組合所管のし尿処理施設で適正に処理されています。し尿の収集運搬は許可業者2社が行っています。

(2) し尿等の収集運搬量

し尿等は緩やかに減少傾向にありましたが、令和3年度については増加に転じ、26,634kLとなっています。

表 3-1-2 し尿等の収集運搬量の推移

項目	単位	平成 24年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
合併処理浄化槽人口	人	11,466	11,386	11,328	11,341	11,439	11,365
単独処理浄化槽人口	人	21,616	18,490	18,026	17,398	16,596	15,259
し尿汲み取り人口	人	3,024	1,942	1,793	1,677	1,445	1,322
し尿量等合計	kL	27,431	25,735	25,755	25,975	25,433	26,634
浄化槽汚泥	kL	25,820	24,399	24,408	24,701	24,144	25,273
し尿量	kL	1,611	1,336	1,347	1,274	1,289	1,361

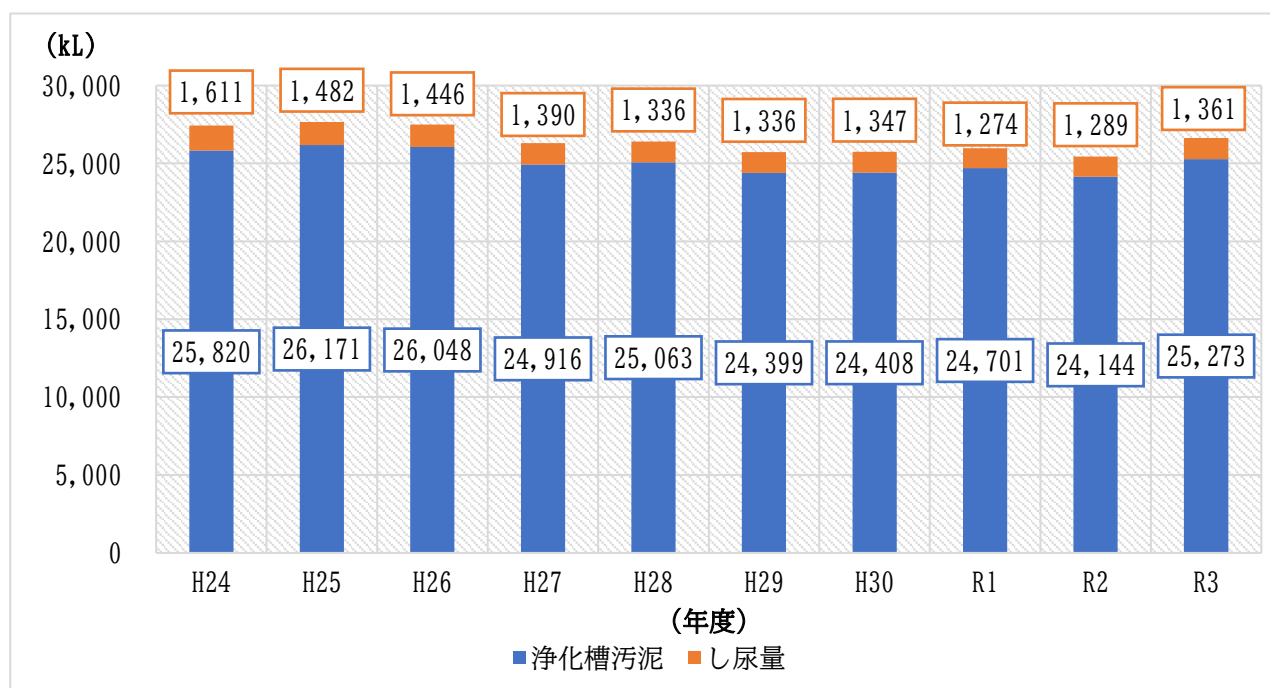


図 3-1-3 し尿等の収集運搬量の推移

4. 施設整備の状況

(1) 流域関連公共下水道

本市の流域関連公共下水道は、平成 14 年度より事業に着手し、令和 3 年度までに 364ha が整備済みとなっています。計画区域は 548ha、計画人口は 28,482 人です。

(2) コミュニティ・プラント

本市のコミュニティ・プラントは、楽荘団地地区において平成 11 年度より事業に着手し、平成 13 年度に供用を開始しています。処理面積は 5 ha、計画人口は 765 人です。

表 3-1-3 コミュニティ・プラントの概要

処理面積 (ha)	計画人口 (人)	処理方法	処理能力 (m ³ /日)	供用開始年
5	765	回分式活性汚泥方式＋ 凝集沈殿処理方式	217	平成 13 年度

(3) 農業集落排水施設

本市の農業集落排水施設は、十四山北部地区において平成 8 年度より事業に着手し、平成 11 年度に供用を開始しています。その後順次処理区を整備し、現在 7 地区で供用を開始しています。

表 3-1-4 農業集落排水施設の概要

区分	処理面積 (ha)	計画人口 (人)	処理方法	処理能力 (m ³ /日)	供用開始年
弥富 北西部地区	55	1,760	回分式活性汚泥方式	475	平成 12 年度
広大海地区	36	960	鉄溶液注入回分式 活性汚泥方式	260	平成 14 年度
鍋田地区	37	710	鉄溶液注入回分式 活性汚泥方式	192	平成 15 年度
十四山 北部地区	83	2,180	回分式活性汚泥方式	589	平成 11 年度
十四山 南部地区	66	2,200	鉄溶液注入連続入 間欠ばっ気方式	594	平成 16 年度
十四山 西部地区	99	2,610	鉄溶液注入連続入 間欠ばっ気方式	705	平成 21 年度
十四山 東部地区	69	2,350	鉄溶液注入連続流入 間欠ばっ気方式	635	平成 26 年度

(4) し尿処理施設

本市のし尿等は、海部地区環境事務組合の上野センターで処理を行っています。平成 17 年 2 月から平成 18 年 3 月にかけて基幹的設備改良工事を実施しています。

表 3-1-5 し尿処理施設の概要

項目	内容	
施設名称	上野センター	
	し尿処理施設	し尿浄化槽汚泥処理施設
所在地	弥富市上野町 2 番地 15	
処理能力	150kL/日	100kL/日
処理方式	酸化処理方式 →脱窒素処理方式	好気性処理方式
竣工年月	昭和 50 年 3 月（竣工） 平成 18 年 3 月（改修）	昭和 54 年 3 月

(5) 合併処理浄化槽

下水道の供用開始区域を除き、専用住宅の建て替え、増築、改築などにより、単独処理浄化槽または汲み取り便槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置する場合、市では設置費の一部を補助しています。

表 3-1-6 合併処理浄化槽設置補助交付状況

年度	基数 (基)	内 訳			交付額 (千円)
		内 訳			
		5人槽	7人槽	10人槽	
平成24年度	54	30	21	3	16,884
平成25年度	69	40	27	2	17,652
平成26年度	38	21	14	3	11,808
平成27年度	50	30	19	1	14,882
平成28年度	53	35	14	4	13,800
平成29年度	37	20	16	1	10,272
平成30年度	39	26	10	3	8,254
令和元年度	0	0	0	0	0
令和2年度	6	3	3	0	1,886
令和3年度	6	3	2	1	1,502

注) 平成 30 年度以前は専用住宅の新築も補助対象に含まれています。

第2節 課題の抽出

本市の生活排水処理に関する課題は、以下のとおりです。

表 3-1-7 課題の整理

	課題
公共下水道への接続	本市を含む4市2町の汚水を処理するため、日光川下流流域下水道の整備が進められています。供用開始となった区域については、宅内の排水設備と下水道との接続工事を行う必要がありますが、接続が行われていない家庭があるため、接続指導を行う必要があります。
合併処理浄化槽への転換	公共下水道の処理区域外では、家庭や事業所に設置されている単独処理浄化槽及び汲み取り便槽について、合併処理浄化槽への転換を促す必要があります。
浄化槽の適正管理	浄化機能を正常に保つためには、浄化槽の清掃や保守点検を実施する必要があり、浄化槽の管理者に対し啓発を行う必要があります。
し尿処理施設の今後の方針	本市のし尿等は、上野センターで処理を行っており、平成17年2月から平成18年2月にかけて基幹的設備改良工事が行われましたが、供用開始から48年が経過していることから、各設備の適切な維持管理について海部地区環境事務組合及び構成自治体と共に検討する必要があります。
し尿及び浄化槽汚泥の適正処理	し尿の搬入量の減少と浄化槽汚泥の混入率の増加により、搬入物の性状が大きく変動し、施設の運転管理が難しくなっているため、安定した運転が課題となっています。

第2章 生活排水処理基本計画

第1節 基本方針

1. 生活排水処理に係る理念

生活排水を適正に処理するために、下水道及び合併処理浄化槽の整備を推進していくものとし、また、住民に対して生活排水処理対策の必要性の啓発を行い、住民協力のもと進めていくものとします。

生活排水処理に係る理念は、次のとおりです。

【生活排水処理に係る理念】

生活排水処理の重要性を認識し、公共用水域の水質環境基準の達成と身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目指し、生活排水処理施設の整備を推進し、水洗化率（生活排水処理率）の向上を目指します。

【SDGsの目標を達成するために関連する主な取組】

・生活雑排水の適正処理による汚濁負荷の低減

2. 生活排水処理施設整備の基本方針

本市では区域内から発生するすべての生活排水の衛生的な処理を目指し、以下に示す基本方針のもと施設整備を行います。

<基本方針1>

公共下水道区域においては、下水道への接続を促進します。

<基本方針2>

公共下水道区域外においては、合併処理浄化槽の普及を促進します。

<基本方針3>

浄化槽の適正な維持管理がされるよう、市民への指導・啓発を行います。

<基本方針4>

組合のし尿処理施設において、し尿及び浄化槽汚泥の衛生的で安定した処理を継続するため、組合の施設運営に協力します。

第2節 処理の目標及び処理形態別人口の見込み

1. 処理の目標

本市における諸政策や基本方針に基づき、各地域の実情に適合した生活排水処理施設の整備を推進することで、生活排水処理率 88%以上の達成を目指します。

表 3-2-1 生活排水の目標

	実績値（令和3年度）	目標値（令和19年度）
生活排水処理率	62.4%	88%以上

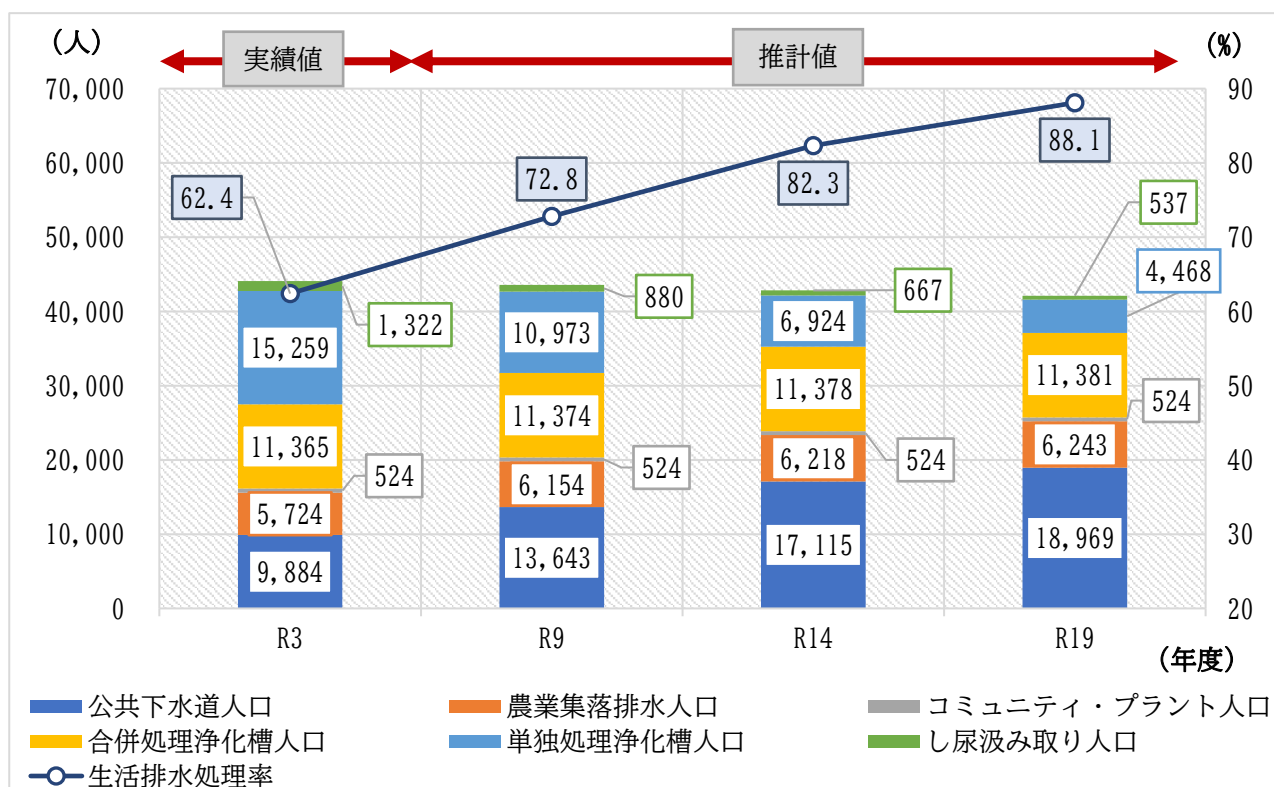
2. 処理形態別人口の見込み

処理形態別人口の見込みは、以下のとおりです。

表 3-2-2 処理形態別人口の見込み

項目	実績値	推計値		
	令和3年度	令和9年度	令和14年度	令和19年度
計画処理区域内人口	44,078	43,548	42,826	42,122
水洗化・生活雑排水処理人口	27,497	31,695	35,235	37,117
公共下水道人口	9,884	13,643	17,115	18,969
農業集落排水人口	5,724	6,154	6,218	6,243
コミュニティ・プラント人口	524	524	524	524
合併処理浄化槽人口	11,365	11,374	11,378	11,381
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	15,259	10,973	6,924	4,468
非水洗化人口	1,322	880	667	537
し尿汲み取り人口	1,322	880	667	537
自家処理人口	0	0	0	0
生活排水処理率（%）	62.4	72.8	82.3	88.1

注）各年度 10 月 1 日現在。



注) 各年度 10 月 1 日現在。

図 3-2-1 処理形態別人口の見込み

第 3 節 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体は、現状のまま継続していくものとします。

表 3-2-3 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
流域関連公共下水道	し尿及び生活雑排水	愛知県 弥富市
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	弥富市
コミュニティ・プラント	し尿及び生活雑排水	弥富市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	海部地区環境事務組合

第4節 施設整備計画

1. 整備計画の概要

本市における生活排水処理施設の整備計画の概要は、以下のとおりです。

表 3-2-4 生活排水処理施設の整備計画の概要

施設名	計画処理区域	計画処理人口	整備予定年度
流域関連公共下水道	計画区域	28,482 人	平成 15 年度～ 令和 12 年度
農業集落排水施設	弥富北西部地区	1,760 人	整備済み
	広大海地区	960 人	整備済み
	鍋田地区	710 人	整備済み
	十四山北部地区	2,180 人	整備済み
	十四山南部地区	2,200 人	整備済み
	十四山西部地区	2,610 人	整備済み
	十四山東部地区	2,350 人	整備済み
	(計)	12,770 人	—
コミュニティ・プラント	楽荘団地	765 人	整備済み
合併処理浄化槽	上記以外の区域	—	継続

2. 公共下水道の整備の促進

(1) 公共下水道区域における整備

整備計画区域内の人口減少を含めて事業の採算性を勘案しながら公共下水道の整備を進めます。

(2) 公共下水道への接続

下水道の供用開始区域内の世帯に対し、啓発や指導により下水道への早期の接続を推進します。

3. 合併処理浄化槽の整備の促進

(1) 合併処理浄化槽への転換

下水道区域外では、市の合併処理浄化槽設置費の補助金により、汲み取り便槽や単独処理浄化槽を使用している家庭に対し、合併処理浄化槽への転換を促進します。

(2) 浄化槽の適正管理

浄化槽は浄化槽法第7条及び第11条に基づく処理水質の検査のほか、第10条に基づく年1回の清掃及び定期的な保守点検が義務付けられています。浄化槽はこれら維持管理が適正に行われることにより、処理機能が維持されることから、浄化槽管理者に対して適正な維持管理の重要性や実施方法に関する周知・啓発を行います。

第5節 し尿等の処理計画

合併処理浄化槽人口は増加しますが、一方で単独処理浄化槽人口及びし尿汲み取り人口は減少するため、トータルとしてはし尿等の発生量は減少が見込まれます。

表 3-2-5 し尿等の発生量の見込み

項目	単位	実績値	推計値		
		令和 3年度	令和 9年度	令和 14年度	令和 19年度
合併処理浄化槽人口	人	11,365	11,374	11,378	11,381
単独処理浄化槽人口	人	15,259	10,973	6,924	4,468
し尿汲み取り人口	人	1,322	880	667	537
し尿量等合計	kL	26,634	23,501	20,621	18,913
浄化槽汚泥	kL	25,273	22,593	19,934	18,360
し尿量	kL	1,361	908	687	553

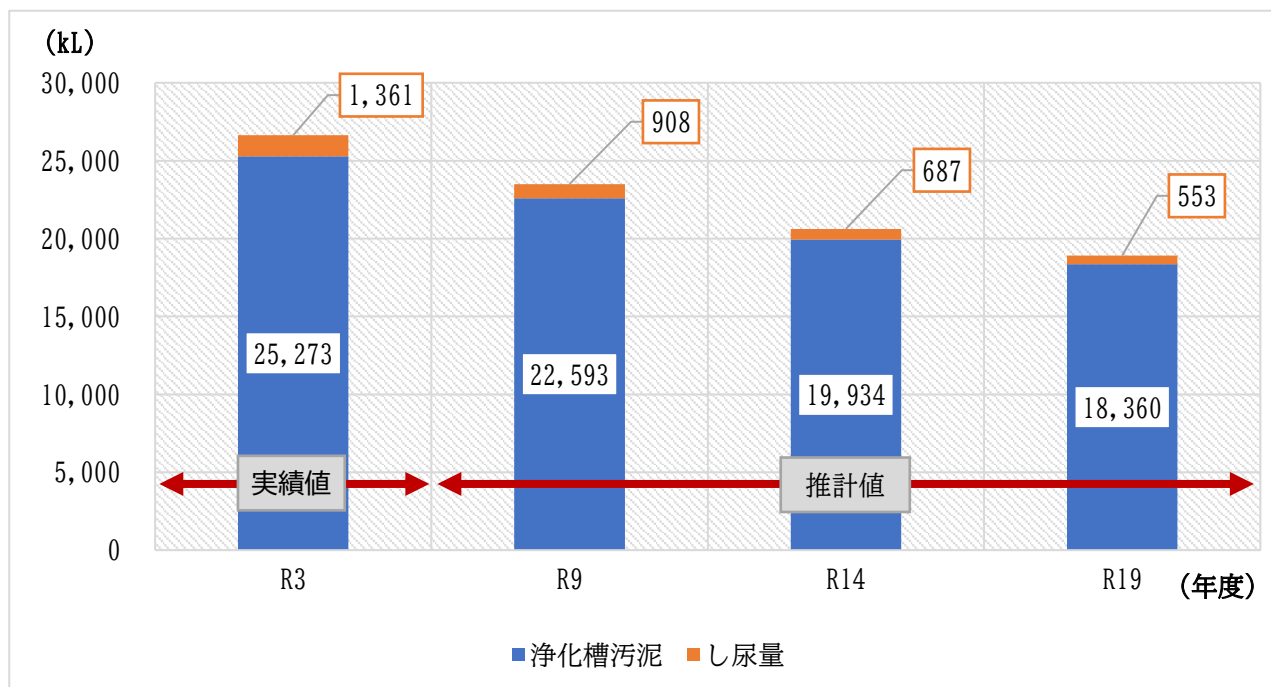


図 3-2-2 し尿等の発生量の見込み

1. 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬の目標

生活圏から発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に処理するため、収集体制の効率化・円滑化を図ります。

(2) 収集区域の範囲

本市全域を収集対象区域とします。

(3) 収集運搬の方法及び量

1) 収集運搬の実施体制

許可業者がし尿等の収集運搬を行い、し尿処理施設へ搬入します。

なお、将来的にはし尿、浄化槽汚泥とも収集量は減少し、特に、し尿については大幅に減少することが見込まれることから、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に沿った対策を検討するものとします。

2) 収集・運搬機材

バキューム車による収集運搬方式とします。

3) 収集方法

収集計画に基づき概ね月1回収集を行います。一般世帯及び事業所などが自ら許可業者へ収集を依頼する必要があります。

浄化槽の清掃については、法令等に基づき年1回以上行うよう指導します。

4) 収集運搬対象物

市内から発生するし尿及び浄化槽汚泥の全量とします。

5) 収集運搬量

し尿・汚泥の収集運搬量は発生量と同様であり、表3-2-5に示すとおりです。

2. 中間処理計画

(1) 中間処理の目標

し尿等の性状の変化への対応、周辺環境へ十分な配慮等に留意し、適正に処理を行うものとします。

(2) 中間処理の実施体制

1) 実施体制

し尿等は、海部地区環境事務組合が運営するし尿処理施設での処理を継続するものとします。

2) 対象物

計画地域から発生するし尿及び浄化槽汚泥全量とします。

3) 中間処理量

し尿等の中間処理量は発生量と同様であり、表3-2-5に示すとおりです。

(3) 処理施設及びその整備計画の概要

し尿処理施設である上野センターは、平成17年2月から平成18年2月にかけて基幹的設備改良工事が行われましたが、供用開始から48年が経過しています。引き続き、当該処理施設での処理を

行うものとしませんが、処理量の減少、性状の変化、施設の老朽化を踏まえ、各設備の適切な維持管理について海部地区環境事務組合及び構成自治体と共に検討を進めます。

3. 最終処分計画

(1) 最終処分の目標

中間処理で発生する汚泥及びし渣を焼却施設にて焼却し、無害化・安定化を継続します。

(2) 最終処分の方法

1) 処理方法

組合が主体となり、し渣及び汚泥を焼却後、埋立を行います。

2) 最終処分対象物

最終処分対象物は、脱水し渣及び脱水汚泥とします。

第6節 その他生活排水処理に関し必要な事項

1. 広報啓発活動のあり方

公共用水域の水質汚濁の原因である生活排水の対策として、下水道、コミュニティ・プラント、農業集落排水施設等の施設整備・維持管理に加え、発生源からの発生量削減にも取り組む必要があります。

発生源が各家庭であることから、市民一人ひとりが周辺水環境に与える影響を認識し、家庭での生活排水対策の実践に努めなければなりません。このような、意識の高揚を図るための広報啓発活動を推進します。

表 3-2-6 広報啓発活動の方法と内容

内容	方法
・市の生活排水処理の現状と問題点 ・生活排水と環境問題 ・下水道接続のPR ・浄化槽の適正管理のPR ・合併処理浄化槽への転換のPR	・リーフレット、チラシなどの作成 ・講習会、講演会 ・水質保全用品(水切りネット、油吸収材等)の使用の推奨

2. 地域に関する諸計画との関係

愛知県は污水处理施設の整備に関する総合的な構想として、平成8年度に「全県域污水適正処理構想」（以下「処理構想」という。）を策定しています。その後、平成15年度、平成23年度、平成28年度、令和3年度に見直しが行われています。処理構想は、市街地や農山村地域を含めた県下全域の污水处理施設の整備を計画的・効率的に実施することを目的としていることから、処理構想との整合を図りながら本市の污水处理施設の整備を推進します。